

令和4年度

市 税 概 要

小 田 原 市

目 次

第1章 総 括

1	沿革	1
2	小田原市行政機構図	2
3	税務機構、職員数及び税務事務分掌	4
4	令和4年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算	5
5	令和4年度一般会計当初予算額及び構成比	6
6	市税当初予算額比較	6
7	年度別市税決算額(収入済額)	7
8	年度別市税収納状況	8
9	令和3年度市税決算額一覧表	10
10	市税(現年課税分)の推移(平成4年度以降)	12

第2章 賦 課

1	市 民 税	
(1)	令和4年度市民税の納税義務者に関する調	14
(2)	令和4年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調	15
(3)	令和4年度所得区分別所得割額調	16
(4)	令和4年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	18
(5)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調	19
(6)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成4年度以降)	20
2	固 定 資 産 税	
(1)	土地の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	21
(2)	土地に関する概要調書(総括表)	23
(3)	宅地介在農地等に関する調	25
(4)	宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	27
(5)	土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調	28
(6)	家屋に関する概要調書(総括表)	29
(7)	木造家屋に関する調	29
(8)	木造以外の家屋に関する調	31
(9)	新增分家屋に関する調	33
(10)	減少分家屋に関する調	34
(11)	家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	34
(12)	軽減税額等に関する調(家屋)	35
(13)	償却資産の価格等に関する調	36
(14)	償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調	37
(15)	固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成4年度以降)	38

3	軽自動車税（種別割）	
(1)	年度別当初課税台数及び調定額の推移	39
(2)	令和4年度軽自動車税(種別割)課税状況	40
4	市たばこ税	
(1)	年度別種類別の売渡本数及び税額	41
5	入湯税	
(1)	課税対象入湯客数に関する調	42
(2)	年度別調定額に関する調	42
(3)	特別徴収義務者数	42
(4)	入湯税の使途	42
6	都市計画税	
(1)	都市計画区域及び課税区域に関する調	43
(2)	納税義務者に関する調	43
(3)	地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)	43
(4)	決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)	43
7	特別土地保有税	43

第3章 徴収

1	市税収納率の推移	44
2	年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況	45
3	年度別督促状発付状況	45
4	市税の滞納に対する特別措置に関する条例	45
5	市税滞納審査会	45
6	市税の納付方法別の件数及び割合	46
7	市税の納期内納付率(前年度比較)	46
8	年度別市税延滞金徴収状況	47
9	市税不納欠損額の推移(欠損事由別)	47
10	納税貯蓄組合の組織状況	47

第4章 その他の資料

1	市税の負担額比較表	48
2	市税調定額比較表	48
3	税証明手数料等	49
4	納税義務者等に関する調	49
5	固定資産評価審査委員会への審査申出状況	50
6	市税の賦課・徴収に要する経費調	50
7	令和3年家屋建築状況調	51
8	令和3年登記済通知書に関する調	51
9	電算処理業務の現況	51
10	市税の税率表	52
11	市税税率の推移	55
12	税制一覧	67

第1章 総括

1 沿 革

(1) 沿 革

小田原の地名は、一説には、原野に小田を開墾したことから起こったと言われ、歴史上、平安時代末から鎌倉時代にかけての古文書にその地名が見られる。

古く縄文時代から人々が住み着いていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。

中世に入ると、大森氏が築城居住し、その後北条氏によって約100年間にわたり、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。

北条氏の後、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた宿場町として賑わった。

明治4年には、廃藩置県により小田原県、さらに足柄県となり、明治9年には神奈川県在所管となり、県庁の支庁が置かれた後、明治22年の町村制の施行により小田原町となり、昭和15年には市制を施行し、小田原市となった。

さらに平成12年には特例市の指定を受け、神奈川県西部の中心都市として発展を続けている。

(2) 位置及び市勢

小田原市は、神奈川県西部に位置し、東京から南西へ約80kmの距離にある。

市域は、東西17.5km、南北16.9km。面積は113.60km²で、市としては横浜市、相模原市、川崎市について県内19市中4番目の広さを有している。

南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と接している。

中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南部は相模湾に面している。

鉄道は、東海道本線を始め、東海道新幹線、小田急線、大雄山線、箱根登山線が走り、市内に18の駅を有している。

道路は、東西に国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路(国道271号)が、また、南には国道135号、北には東名高速道路へと接続する国道255号が走り、交通の便に恵まれている。

< 市域・人口・世帯数の推移 >

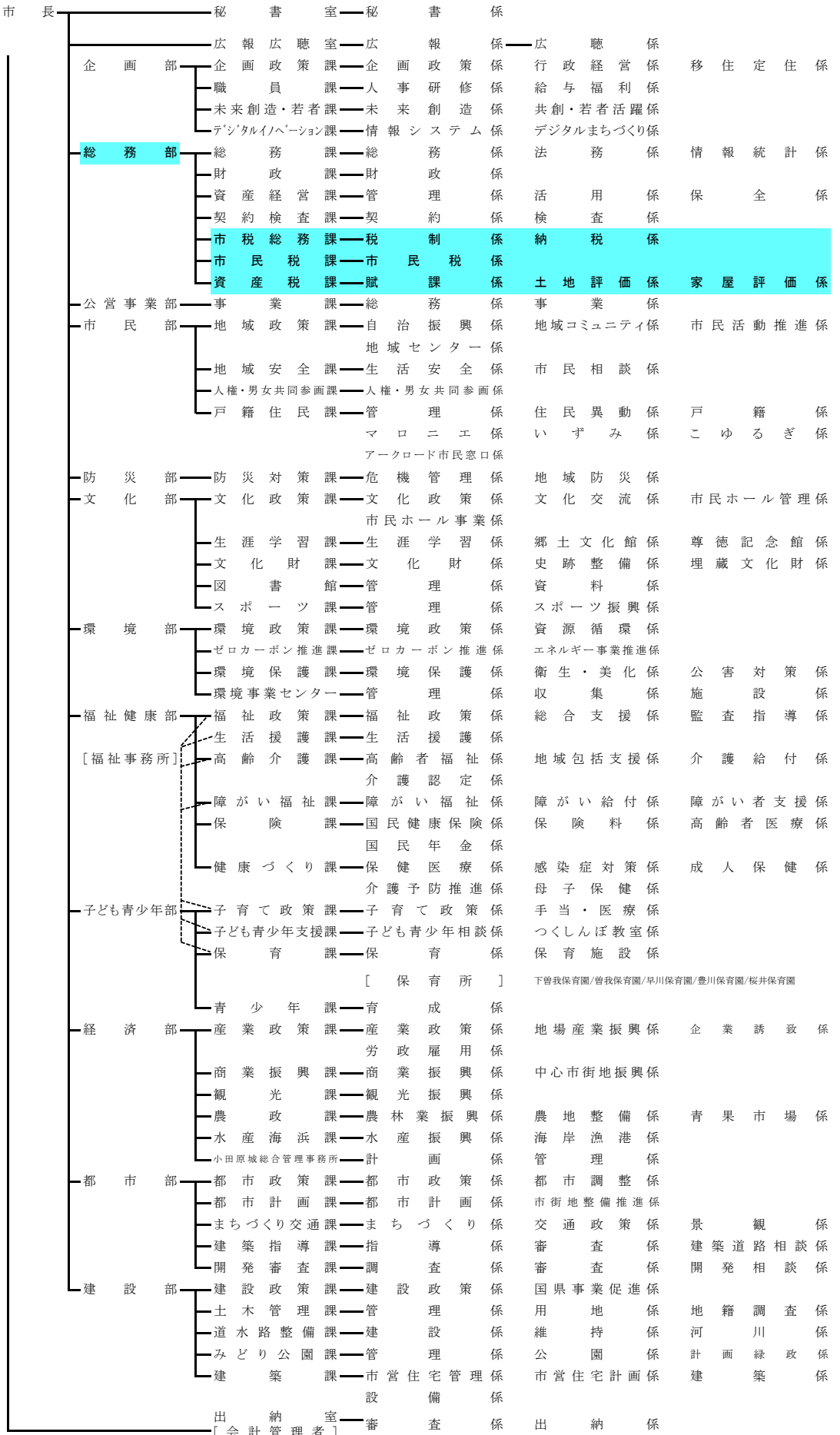
年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km ²)	備 考
昭和15年		10,749	54,699	57.54	12月20日市制施行
〃 23年		15,175	73,638	61.27	下府中村合併(8月1日常住人口調査時点)
〃 25年		15,465	75,334	65.00	桜井村合併
〃 29年		17,374	85,899	100.95	国府津町他合併
〃 31年		23,074	116,698	105.94	曾我村分村合併
〃 46年		42,492	166,211	114.24	橘町合併
平成10年		70,087	200,329	114.06	
〃 12年		71,532	200,173	〃	特例市指定
〃 17年		74,291	198,741	〃	
〃 22年		77,793	198,327	〃	
〃 27年		79,120	194,086	〃	4月1日特例市制度廃止
〃 28年		79,872	193,313	113.81	面積計測方法変更(国土地理院)
〃 29年		80,642	192,407	〃	
〃 30年		81,087	191,181	〃	
令和元年		81,748	190,109	〃	
〃 2年		81,864	188,856	〃	
〃 3年		82,886	188,243	113.60	国土地理院の地図データ更新に伴い令和3年1月1日から113.60km ² へ変更。
〃 4年		83,701	187,347	〃	

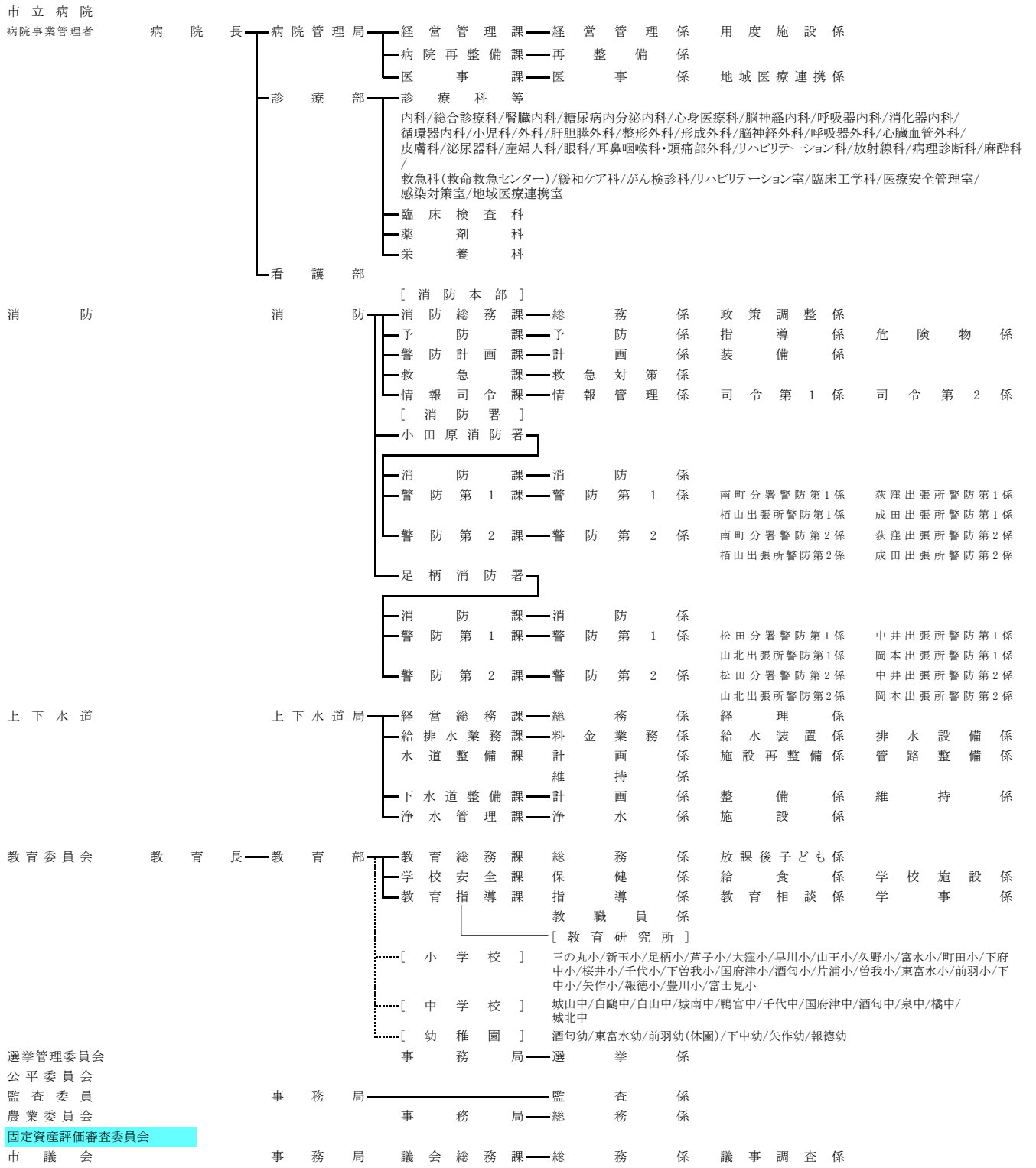
注)備考欄に注記しない限り、10月1日現在の世帯数・人口を示す。

2 小田原市行政機構図

(令和4年4月1日現在)

市長 局長
市 副市長





区分	部・部相当	課・課相当	係	
市長部局	12(12)	55(56)	140(143)	＊ 保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。 ＊ 市立病院の数は、診療部、看護部を除く。 ＊ 消防の課の数は、消防署を除く。 ＊ ()内は、令和3年4月1日の数
市立病院	1	3	5	
消防	1	11	33	
上下水道	1	5	14	
教育委員会	1	3	9	
選挙管理委員会	—	1	1	
公平委員会	—	—	—	
監査事務局	1	—	1	
農業委員会	—	1	1	
固定資産評価審査委員会	—	—	—	
市議会	1	1	2	
計	18(18)	80(81)	206(209)	

3 税務機構、職員数及び税務事務分掌

(令和4年4月1日現在)

部	課	係	職 名	事 務 分 掌
総務部	市税総務課		課 長 1	1 税務事務の総合的企画に関する事。 2 税制の調査及び研究に関する事。 3 軽自動車税及び市たばこ税の賦課、調定及び調査に関する事。 4 入湯税に関する事。 5 市税及び個人の県民税(以下「市税等」という。)の収納管理に関する事。 6 自動車の臨時運行許可に関する事。 7 固定資産評価審査委員会に関する事。 8 納税意識の啓発に関する事。 9 市税等の口座振替及び口座振替に係る他の課との連絡調整に関する事。 10 市税等の督促及び滞納処分に関する事。 11 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事。 12 市税等の付帯金及び軽自動車税の減免に関する事。 13 市税等の過誤納金の還付又は充当に関する事。 14 市税等の徴収嘱託及び受託に関する事。 15 市税滞納審査会に関する事。 16 税務関係の予算調整及び執行管理に関する事。 17 他の課に属しない税務事務に関する事。
			副 課 長 2	
		税制係	係 長 1	
			主 査 4	
			主 事 2	
			主 事 補 1	
			計 8	
			納税係	
		主 査 3		
		主 任 3		
		主 事 3		
		主 事 補 1		
		計 14		
		徴収指導員 2		
	計 27			
	市民税課		課 長 1	1 市民税の調定に関する事。 2 個人の市民税及び県民税(以下「市県民税」という。)並びに法人の市民税の賦課に関する事。 3 市県民税及び法人の市民税の課税資料等の調査に関する事。 4 市県民税及び法人の市民税の減免に関する事。
			副 課 長 2	
		市民税係 (普通徴収)	係 長 1	
			主 査 5	
			主 任 3	
			主 事 2	
		計 11		
		市民税係 (特別徴収・法人)	主 査 2	
			主 事 1	
		計 3		
	計 17			
	資産税課		課 長 1	1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税資料の調査に関する事。 2 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事。 3 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。 4 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関する事。 5 固定資産課税台帳の縦覧に関する事。 6 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事。 7 市税等に係る証明に関する事。 8 固定資産に係る証明及び公簿等の閲覧に関する事。 9 国有資産等所在市町村に係る交付金に関する事。
賦課係		係 長 1		
		主 査 5		
		主 任 1		
		主 事 2		
		計 9		
土地評価係		係 長 2		
		主 査 2		
		主 事 3		
		主 事 補 1		
計 8				
家屋評価係	係 長 2			
	主 査 1			
	主 任 2			
	主 事 3			
主 事 補 1				
計 9				
計 27				
合計 71				

4 令和4年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算

(単位:千円)

会 計 名		予 算 額	構 成 比 (%)
一 般 会 計		71,000,000	41.54
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	18,662,000	10.92
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	120,000	0.07
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	20,139,000	11.79
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	32,000	0.02
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	172,000	0.10
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	17,281,000	10.11
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	4,958,000	2.90
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	772	0.00
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	4,512,000	2.64
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	568,000	0.33
	計	66,444,772	38.88
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	5,524,585	3.23
	病 院 事 業 会 計	15,816,171	9.26
	下 水 道 事 業 会 計	12,117,387	7.09
	計	33,458,143	19.58
合 計		170,902,915	100.00

5 令和4年度一般会計当初予算額及び構成比

(単位:千円)

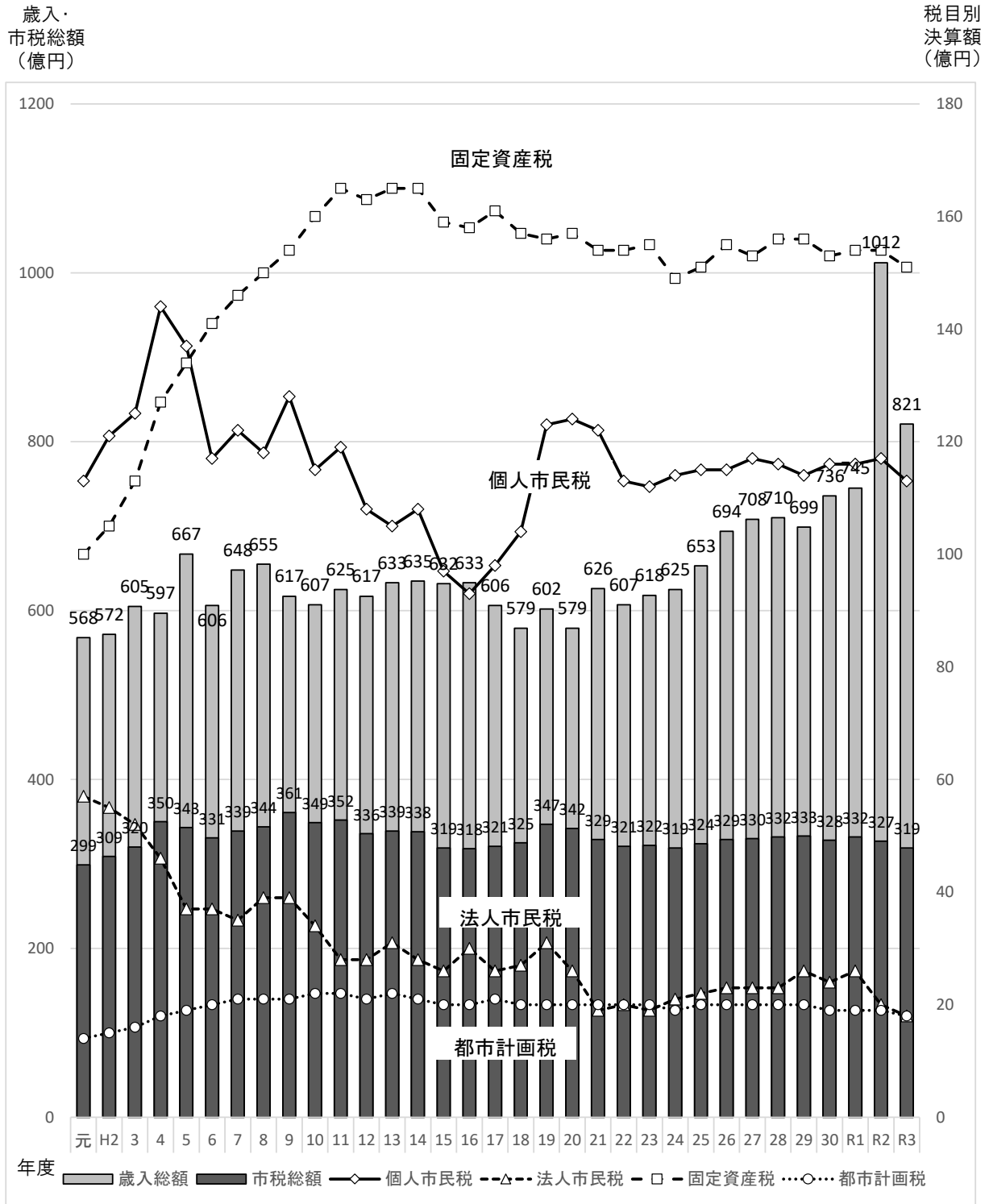
入			出		
款	予算額	構成比(%)	款	予算額	構成比(%)
1 市 税	31,901,000	44.93	1 議 会 費	445,850	0.63
2 地方譲与税	365,801	0.52	2 総 務 費	8,154,239	11.48
3 利子割交付金	20,000	0.03	3 民 生 費	30,685,444	43.22
4 配当割交付金	140,000	0.20	4 衛 生 費	7,298,200	10.28
5 株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.28	5 労 働 費	146,177	0.21
6 法人事業税金	300,000	0.42	6 農林水産業費	1,099,999	1.55
7 地方消費税	4,400,000	6.20	7 商 工 費	1,632,687	2.30
8 ゴルフ場利用税金	15,000	0.02	8 土 木 費	6,429,512	9.06
9 環境性能割金	78,000	0.11	9 消 防 費	2,598,398	3.66
10 地方特例金	170,000	0.24	10 教 育 費	7,436,938	10.47
11 地方交付税	1,600,000	2.25	11 公 債 費	5,042,556	7.10
12 交通安全対策金	26,538	0.04	12 予 備 費	30,000	0.04
13 分担金及び負担金	425,307	0.60			
14 使用料及び手数料	1,566,488	2.21			
15 国庫支出金	13,044,583	18.37			
16 県支出金	5,118,138	7.21			
17 財産収入	198,951	0.28			
18 寄附金	1,301,006	1.83			
19 繰入金	2,589,517	3.65			
20 繰越金	300,000	0.42			
21 諸収入	2,474,171	3.48			
22 市 債	4,765,500	6.71			
合 計	71,000,000	100.00	合 計	71,000,000	100.00

6 市税当初予算額比較

(単位:千円)

税 目	令和3年度予算額	構成比 (%)	令和4年度予算額	構成比 (%)	
現 年 課 税 分	市民税(個人)	10,788,073	34.80	11,218,978	35.17
	市民税(法人)	1,465,365	4.73	1,624,863	5.09
	固定資産税	14,777,012	47.66	15,148,063	47.49
	国有資産等所在 市町村交付金	26,818	0.09	26,717	0.08
	軽自動車税 (環境性能割)	13,000	0.04	32,993	0.10
	軽自動車税 (種別割)	379,998	1.23	397,789	1.25
	市たばこ税	1,265,211	4.08	1,284,952	4.03
	入湯税	21,955	0.07	16,640	0.05
	都市計画税	1,847,105	5.96	1,886,542	5.91
	計	30,584,537	98.65	31,637,537	99.17
滞納繰越分	417,463	1.35	263,463	0.83	
合 計	31,002,000	100.00	31,901,000	100.00	

7 年度別市税決算額(収入済額)



8 年度別市税収納状況

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
市 税	34,455,187,189	33,268,654,483	96.56	33,924,339,250	32,828,825,928	96.77
現年課税分	33,291,485,558	32,978,954,595	99.06	32,809,941,536	32,516,121,263	99.10
滞納繰越分	1,163,701,631	289,699,888	24.89	1,114,397,714	312,704,665	28.06
市民税	14,645,066,242	14,051,216,311	95.95	14,498,410,358	13,955,721,750	96.26
現年課税分	14,046,388,536	13,893,864,035	98.91	13,950,368,659	13,808,774,911	98.99
個人	11,374,119,936	11,232,627,662	98.76	11,556,286,459	11,416,043,011	98.79
普通徴収	2,389,569,285	2,257,706,141	94.48	2,493,857,748	2,362,851,214	94.75
特別徴収	8,984,550,651	8,974,921,521	99.89	9,062,428,711	9,053,191,797	99.90
年金	566,797,897	564,722,679	99.63	576,185,563	574,101,466	99.64
給与	8,417,752,754	8,410,198,842	99.91	8,486,243,148	8,479,090,331	99.92
法人	2,672,268,600	2,661,236,373	99.59	2,394,082,200	2,392,731,900	99.94
滞納繰越分	598,677,706	157,352,276	26.28	548,041,699	146,946,839	26.81
個人	571,633,028	150,305,528	26.29	514,128,816	139,633,526	27.16
法人	27,044,678	7,046,748	26.06	33,912,883	7,313,313	21.56
固定資産税	16,125,446,220	15,611,919,415	96.82	15,793,240,147	15,316,074,597	96.98
現年課税分	15,634,078,400	15,497,186,502	99.12	15,301,934,700	15,172,066,624	99.15
純固定資産税	15,604,267,100	15,467,375,202	99.12	15,272,301,200	15,142,433,124	99.15
土地	6,556,033,300	6,498,519,042	99.12	6,438,162,000	6,383,415,063	99.15
家屋	5,962,640,300	5,910,331,714	99.12	5,793,106,000	5,743,844,299	99.15
償却資産	3,085,593,500	3,058,524,446	99.12	3,041,033,200	3,015,173,762	99.15
国有資産等所在市町村交付金	29,811,300	29,811,300	100.00	29,633,500	29,633,500	100.00
滞納繰越分	491,367,820	114,732,913	23.35	491,305,447	144,007,973	29.31
軽自動車税	351,306,485	337,202,428	95.99	366,262,249	350,728,924	95.76
現年課税分	340,097,300	334,168,898	98.26	353,252,900	347,164,154	98.28
環境性能割(令和元年度から)	-	-	-	-	-	-
種別割(令和元年度から)	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	11,209,185	3,033,530	27.06	13,009,349	3,564,770	27.40
市たばこ税	1,294,083,772	1,294,083,772	100.00	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00
現年課税分	1,294,083,772	1,294,083,772	100.00	1,269,949,677	1,269,949,677	100.00
入湯税	17,791,950	17,791,950	100.00	21,141,700	21,141,700	100.00
現年課税分	17,791,950	17,791,950	100.00	21,141,700	21,141,700	100.00
都市計画税	2,021,492,520	1,956,440,607	96.78	1,975,335,119	1,915,209,280	96.96
現年課税分	1,959,045,600	1,941,859,438	99.12	1,913,293,900	1,897,024,197	99.15
土地	1,181,752,100	1,171,384,918	99.12	1,159,240,000	1,149,396,322	99.15
家屋	777,293,500	770,474,520	99.12	754,053,900	747,627,875	99.15
滞納繰越分	62,446,920	14,581,169	23.35	62,041,219	18,185,083	29.31

(単位：円、%)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
34,267,812,179	33,196,668,898	96.87	33,874,237,470	32,673,098,400	96.45	32,831,451,788	31,935,361,895	97.27
33,218,907,224	32,918,235,076	99.09	32,864,201,681	32,369,345,755	98.49	31,712,600,238	31,495,862,548	99.32
1,048,904,955	278,433,822	26.55	1,010,035,789	303,752,645	30.07	1,118,851,550	439,499,347	39.28
14,745,289,810	14,218,835,995	96.43	14,227,867,789	13,671,651,458	96.09	13,642,074,821	13,185,061,987	96.65
14,232,404,528	14,089,041,504	98.99	13,739,662,736	13,530,957,720	98.48	13,129,623,142	13,024,231,577	99.20
11,606,732,328	11,471,006,704	98.83	11,656,122,736	11,544,760,797	99.04	11,350,580,942	11,253,116,777	99.14
2,495,500,023	2,362,536,090	94.67	2,453,187,712	2,350,577,805	95.82	2,378,552,993	2,289,985,594	96.28
9,111,232,305	9,108,470,614	99.97	9,202,935,024	9,194,182,992	99.90	8,972,027,949	8,963,131,183	99.90
577,003,644	575,045,319	99.66	575,893,389	573,731,142	99.62	579,752,042	577,462,544	99.61
8,534,228,661	8,533,425,295	99.99	8,627,041,635	8,620,451,850	99.92	8,392,275,907	8,385,668,639	99.92
2,625,672,200	2,618,034,800	99.71	2,083,540,000	1,986,196,923	95.33	1,779,042,200	1,771,114,800	99.55
512,885,282	129,794,491	25.31	488,205,053	140,693,738	28.82	512,451,679	160,830,410	31.38
483,517,296	122,724,915	25.38	455,712,866	134,775,860	29.57	421,236,893	106,722,367	25.34
29,367,986	7,069,576	24.07	32,492,187	5,917,878	18.21	91,214,786	54,108,043	59.32
15,861,661,381	15,392,601,101	97.04	16,002,531,779	15,443,017,648	96.50	15,496,483,866	15,120,841,340	97.58
15,398,594,700	15,263,933,133	99.13	15,552,299,200	15,301,779,537	98.39	14,970,353,200	14,875,616,730	99.37
15,369,058,300	15,234,396,733	99.12	15,525,385,900	15,274,866,237	98.39	14,943,620,700	14,848,884,230	99.37
6,372,475,500	6,316,640,749	99.12	6,315,777,100	6,213,864,892	98.39	6,189,759,300	6,150,518,746	99.37
5,913,912,800	5,862,095,913	99.12	6,056,595,800	5,958,865,776	98.39	5,707,102,400	5,670,921,695	99.37
3,082,670,000	3,055,660,071	99.12	3,153,013,000	3,102,135,569	98.39	3,046,759,000	3,027,443,789	99.37
29,536,400	29,536,400	100.00	26,913,300	26,913,300	100.00	26,732,500	26,732,500	100.00
463,066,681	128,667,968	27.79	450,232,579	141,238,111	31.37	526,130,666	245,224,610	46.61
386,525,429	369,664,540	95.64	409,548,135	393,855,975	96.17	426,501,495	409,801,929	96.08
371,714,500	365,848,563	98.42	394,258,400	389,699,150	98.84	411,723,200	406,882,306	98.82
4,970,700	4,970,700	100.00	14,842,700	14,842,700	100.00	17,181,400	17,181,400	100.00
366,743,800	360,877,863	98.40	379,415,700	374,856,450	98.80	394,541,800	389,700,906	98.77
14,810,929	3,815,977	25.76	15,289,735	4,156,825	27.19	14,778,295	2,919,623	19.76
1,277,323,646	1,277,323,646	100.00	1,239,606,945	1,239,606,945	100.00	1,324,569,146	1,324,569,146	100.00
1,277,323,646	1,277,323,646	100.00	1,239,606,945	1,239,606,945	100.00	1,324,569,146	1,324,569,146	100.00
23,566,850	23,566,850	100.00	12,758,100	12,758,100	100.00	19,940,950	19,940,950	100.00
23,566,850	23,566,850	100.00	12,758,100	12,758,100	100.00	19,940,950	19,940,950	100.00
1,973,445,063	1,914,676,766	97.02	1,981,924,722	1,912,208,274	96.48	1,921,881,510	1,875,146,543	97.57
1,915,303,000	1,898,521,380	99.12	1,925,616,300	1,894,544,303	98.39	1,856,390,600	1,844,621,839	99.37
1,145,607,800	1,135,570,143	99.12	1,136,325,400	1,117,989,504	98.39	1,113,189,800	1,106,132,630	99.37
769,695,200	762,951,237	99.12	789,290,900	776,554,799	98.39	743,200,800	738,489,209	99.37
58,142,063	16,155,386	27.79	56,308,422	17,663,971	31.37	65,490,910	30,524,704	46.61

9 令和3年度市税決算額一覧表

税 目	予算現額	調定額	収入済額
市 税	31,002,000,000	32,831,451,788	31,935,361,895
現年課税分	30,584,537,000	31,712,600,238	31,495,862,548
滞納繰越分	417,463,000	1,118,851,550	439,499,347
市 民 税	12,443,770,000	13,642,074,821	13,185,061,987
現年課税分	12,253,438,000	13,129,623,142	13,024,231,577
個 人	10,788,073,000	11,350,580,942	11,253,116,777
普通徴収	—	2,378,552,993	2,289,985,594
特別徴収	—	8,972,027,949	8,963,131,183
年金	—	579,752,042	577,462,544
給与	—	8,392,275,907	8,385,668,639
法 人	1,465,365,000	1,779,042,200	1,771,114,800
滞納繰越分	190,332,000	512,451,679	160,830,410
個 人	128,228,000	421,236,893	106,722,367
法 人	62,104,000	91,214,786	54,108,043
固 定 資 産 税	15,004,862,000	15,496,483,866	15,120,841,340
現年課税分	14,803,830,000	14,970,353,200	14,875,616,730
純固定資産税	14,777,012,000	14,943,620,700	14,848,884,230
土 地	6,135,571,000	6,189,759,300	6,150,518,746
家 屋	5,658,142,000	5,707,102,400	5,670,921,695
償却資産	2,983,299,000	3,046,759,000	3,027,443,789
国有資産等所在 市町村交付金	26,818,000	26,732,500	26,732,500
滞納繰越分	201,032,000	526,130,666	245,224,610
軽 自 動 車 税	397,276,000	426,501,495	409,801,929
現年課税分	392,998,000	411,723,200	406,882,306
環境性能割(令和元年度から)	13,000,000	17,181,400	17,181,400
種別割(令和元年度から)	379,998,000	394,541,800	389,700,906
滞納繰越分	4,278,000	14,778,295	2,919,623
市 た ば こ 税	1,265,211,000	1,324,569,146	1,324,569,146
現年課税分	1,265,211,000	1,324,569,146	1,324,569,146
入 湯 税	21,955,000	19,940,950	19,940,950
現年課税分	21,955,000	19,940,950	19,940,950
都 市 計 画 税	1,868,926,000	1,921,881,510	1,875,146,543
現年課税分	1,847,105,000	1,856,390,600	1,844,621,839
土 地	1,101,902,000	1,113,189,800	1,106,132,630
家 屋	745,203,000	743,200,800	738,489,209
滞納繰越分	21,821,000	65,490,910	30,524,704

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度収入歩合		収入済額の構成比(%)
		対予算(%)	対調定(%)	対予算(%)	対調定(%)	
28,217,228	867,872,665	103.01	97.27	101.66	96.87	100
193,444	216,544,246	102.98	99.32	101.69	99.09	98.62
28,023,784	651,328,419	105.28	39.28	98.67	26.55	1.38
20,913,257	436,099,577	105.96	96.65	102.45	96.43	41.29
167,544	105,224,021	106.29	99.20	102.47	98.99	40.78
167,544	97,296,621	104.31	99.14	101.14	98.83	35.24
167,544	88,399,855	—	96.28	—	94.67	7.17
0	8,896,766	—	99.90	—	99.97	28.07
0	2,289,498	—	99.61	—	99.66	1.81
0	6,607,268	—	99.92	—	99.99	26.26
0	7,927,400	120.87	99.55	108.75	99.71	5.55
20,745,713	330,875,556	84.50	31.38	100.42	25.31	0.50
19,576,613	294,937,913	83.23	25.34	101.38	25.38	0.33
1,169,100	35,937,643	87.12	59.32	86.22	24.07	0.17
4,941,458	370,701,068	100.77	97.58	100.66	97.04	47.35
11,564	94,724,906	100.48	99.37	100.69	99.13	46.58
11,564	94,724,906	100.49	99.37	100.70	99.12	46.50
4,790	39,235,764	100.24	99.37	99.98	99.12	19.26
4,416	36,176,289	100.23	99.37	100.43	99.12	17.76
2,358	19,312,853	101.48	99.37	102.74	99.12	9.48
0	0	99.68	100.00	99.67	100.00	0.08
4,929,894	275,976,162	121.98	46.61	97.01	27.79	0.77
1,747,421	14,952,145	103.15	96.08	101.79	95.64	1.28
12,900	4,827,994	103.53	98.82	101.74	98.42	1.27
0	0	132.16	100.00	—	—	0.04
12,900	4,827,994	102.55	98.77	101.78	98.40	1.22
1,734,521	10,124,151	68.25	19.76	106.24	25.76	0.01
0	0	104.69	100.00	107.56	100.00	4.15
0	0	104.69	100.00	107.56	100.00	4.15
0	0	90.83	100.00	128.14	100.00	0.06
0	0	90.83	100.00	128.14	100.00	0.06
615,092	46,119,875	100.33	97.57	99.97	97.02	5.87
1,436	11,767,325	99.87	99.37	100.00	99.12	5.78
861	7,056,309	100.38	99.37	100.03	99.12	3.46
575	4,711,016	99.10	99.37	99.95	99.12	2.31
613,656	34,352,550	139.89	46.61	96.59	27.79	0.10

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

10 市税(現年課税分)の推移(平成4年度以降)

	市税現年課税分		世帯数及び人口(10月1日)				1世帯あたり (円)
	調定額(円)	前年比 (%)	世帯数 (世帯)	前年比 (%)	人口(人)	前年比 (%)	
H4	35,373,160,874	109.69	63,678	101.92	196,011	100.56	555,501
5	34,478,571,375	97.47	65,060	102.17	197,460	100.74	529,950
6	33,229,000,077	96.38	66,649	102.44	199,165	100.86	498,567
7	34,170,533,271	102.83	67,916	101.90	200,103	100.47	503,129
8	34,879,595,036	102.08	68,664	101.10	200,290	100.09	507,975
9	36,503,851,063	104.66	69,267	100.88	200,171	99.94	527,002
10	35,300,853,234	96.70	70,087	101.18	200,329	100.08	503,672
11	35,484,705,695	100.52	71,081	101.42	200,692	100.18	499,215
12	33,951,016,838	95.68	71,532	100.63	200,173	99.74	474,627
13	34,176,837,105	100.67	72,221	100.96	199,886	99.86	473,226
14	34,074,965,090	99.70	72,905	100.95	199,616	99.86	467,389
15	32,107,987,955	94.23	73,588	100.94	199,290	99.84	436,321
16	32,011,107,386	99.70	74,303	100.97	198,851	99.78	430,819
17	32,218,522,706	100.65	74,291	99.98	198,741	99.94	433,680
18	32,679,178,494	101.43	75,581	101.74	198,951	100.11	432,373
19	34,950,923,128	106.95	76,520	101.24	198,881	99.96	456,755
20	34,574,540,024	98.92	77,266	100.97	198,698	99.91	447,474
21	33,191,002,262	96.00	78,013	100.97	198,341	99.82	425,455
22	32,268,949,029	97.22	77,793	99.72	198,327	99.99	414,805
23	32,223,820,353	99.86	78,305	100.66	197,733	99.70	411,517
24	31,976,994,557	99.23	78,981	100.86	196,880	99.57	404,869
25	32,266,987,794	100.91	79,656	100.85	196,073	99.59	405,079
26	32,842,258,743	101.78	80,289	100.79	195,125	99.52	409,051
27	32,913,987,927	100.22	79,120	98.54	194,086	99.47	416,001
28	33,080,627,233	100.51	79,872	100.95	193,313	99.60	414,171
29	33,291,485,558	100.64	80,642	100.96	192,407	99.53	412,831
30	32,809,941,536	98.55	81,087	100.55	191,181	99.36	404,626
R1	33,218,907,224	101.25	81,748	100.82	190,109	99.44	406,357
2	32,864,201,681	98.93	81,864	100.14	188,856	99.34	401,449
3	31,712,600,238	96.50	82,886	101.25	188,243	99.68	382,605

税 負 担 額			住 民 所 得				
前年比 (%)	1人当り(円)	前年比 (%)	所得総額(千円)	1世帯あたり(円)	前年比 (%)	1人当り(円)	前年比 (%)
107.63	180,465	109.08	363,431,806	5,707,337	110.98	1,854,140	112.47
95.40	174,610	96.76	337,699,890	5,190,592	90.95	1,710,219	92.24
94.08	166,842	95.55	346,363,908	5,196,836	100.12	1,739,080	101.69
100.92	170,765	102.35	350,608,385	5,162,383	99.34	1,752,140	100.75
100.96	174,145	101.98	348,886,706	5,081,072	98.42	1,741,908	99.42
103.75	182,363	104.72	352,753,049	5,092,657	100.23	1,762,259	101.17
95.57	176,214	96.63	349,811,333	4,991,102	98.01	1,746,184	99.09
99.12	176,812	100.34	359,253,386	5,054,141	101.26	1,790,073	102.51
95.07	169,608	95.93	333,297,607	4,659,420	92.19	1,665,048	93.02
99.70	170,982	100.81	328,739,799	4,551,859	97.69	1,644,636	98.77
98.77	170,703	99.84	331,749,898	4,550,441	99.97	1,661,940	101.05
93.35	161,112	94.38	302,259,158	4,107,452	90.26	1,516,680	91.26
98.74	160,980	99.92	295,731,042	3,980,069	96.90	1,487,199	98.06
100.66	162,113	100.70	298,915,249	4,023,573	101.09	1,504,044	101.13
99.70	164,257	101.32	305,274,314	4,039,035	100.38	1,534,420	102.02
105.64	175,738	106.99	307,503,012	4,018,597	99.49	1,546,166	100.77
97.97	174,005	99.01	308,989,641	3,999,038	99.51	1,555,072	100.58
95.08	167,343	96.17	306,729,431	3,931,773	98.32	1,546,475	99.45
97.50	162,706	97.23	288,712,316	3,711,289	94.39	1,455,739	94.13
99.21	162,966	100.16	286,550,358	3,659,413	98.60	1,449,178	99.55
98.38	162,419	99.66	284,615,018	3,603,588	98.47	1,445,627	99.75
100.05	164,566	101.32	283,294,467	3,556,474	98.69	1,444,842	99.95
100.98	168,314	102.28	286,090,273	3,563,256	100.19	1,466,190	101.48
101.70	169,585	100.75	287,893,214	3,638,691	102.12	1,483,328	101.17
99.56	171,125	100.91	288,310,605	3,609,658	99.20	1,491,419	100.55
99.68	173,026	101.11	292,611,258	3,628,522	100.52	1,520,793	101.97
98.01	171,617	99.19	295,872,125	3,648,823	100.56	1,547,602	101.76
100.43	174,736	101.82	298,076,504	3,646,285	99.93	1,567,924	101.31
98.79	174,017	99.59	304,023,832	3,713,767	101.85	1,609,818	102.67
95.31	168,466	96.81	311,690,969	3,760,478	101.26	1,655,790	102.86

第2章 賦 課

1 市民税

(1) 令和4年度市民税の納税義務者に関する調

(令和4年7月1日現在)

個人	均等割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	97,343	人
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 (法第294条第1項第2号)	42	
	計	97,385		
	所得割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	92,485	
法人	均等割	資本等の金額が50億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第9号)	42	社
		資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第8号)	15	
		資本等の金額が10億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第7号)	269	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第6号)	26	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第5号)	196	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第4号)	76	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第3号)	723	
		資本等の金額が1千万円以下である法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第2号)	37	
		上記以外の法人等 (法第312条第1項第1号)	4,110	
	計	5,494		
	法人税割	市内に事務所又は事業所を有する法人 (法第294条第1項第3号)	5,441	
		うち連結申告法人	122	

(2) 令和4年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調

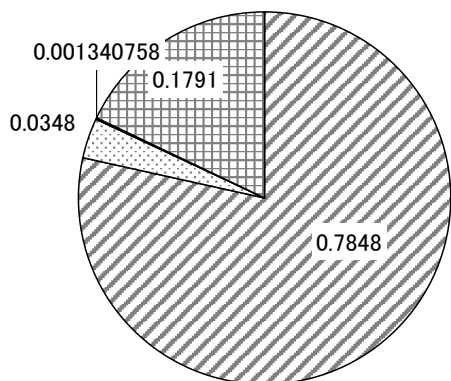
(令和4年7月1日現在)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計				
	納税義務者数 (A) (人)	均等割額 (B) (千円)	納税義務者数 (C) (人)	均等割額 (D) (千円)	所得割額 (E) (千円)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C) (人)
						納税義務者数 (F) (A)+(C) (人)	均等割額 (G) (B)+(D) (千円)	納税義務者数 (H) (C) (人)	所得割額 (I) (E) (千円)	
給 与 所 得 者	2,059	7,207	72,577	254,020	9,214,122	74,636	261,227	72,577	9,214,122	74,636
営 業 等 所 得 者	422	1,477	3,219	11,267	590,881	3,641	12,744	3,219	590,881	3,641
農 業 所 得 者	13	46	124	434	13,099	137	480	124	13,099	137
その他の所得者	2,364	8,274	16,565	57,978	1,449,406	18,929	66,252	16,565	1,449,406	18,929
家屋敷等のみ	42	147				42	147			42
計	4,900	17,151	92,485	323,699	11,267,508	97,385	340,850	92,485	11,267,508	97,385

注(1)「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数である。

上記の所得区分別構成図(現年度課税分)

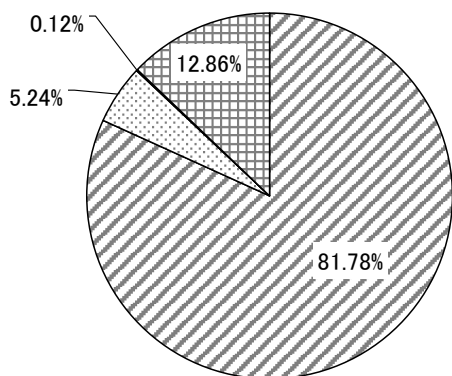
納税義務者数の構成図(所得割)



- 給 与 所 得 者 …… 78.48%
- 営 業 等 所 得 者 …… 3.48%
- 農 業 所 得 者 …… 0.13%
- その他の所得者 …… 17.91%

納税義務者数 92,485人

所得割額の構成図



- 給 与 所 得 者 …… 81.78%
- 営 業 等 所 得 者 …… 5.24%
- 農 業 所 得 者 …… 0.12%
- その他の所得者 …… 12.86%

所得割額 11,267,508千円

(3) 令和4年度所得区分別所得割額調

(令和4年7月1日現在)

課税標準額の段階 区分	給 与 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	2,179	1,485,099	3,784	682
10万円 を超え 100万円 以下の金額	19,463	28,826,129	631,043	1,481
100万円 " 200万円 "	21,963	57,038,926	1,786,339	2,597
200万円 " 300万円 "	12,762	49,501,609	1,721,264	3,879
300万円 " 400万円 "	6,724	34,954,527	1,308,907	5,198
400万円 " 550万円 "	4,848	32,109,153	1,270,520	6,623
550万円 " 700万円 "	1,783	14,922,836	611,401	8,370
700万円 " 1,000万円 "	1,384	14,530,811	630,153	10,499
1,000万円 を 超 え る 金 額	1,028	21,551,773	1,058,841	20,965
合 計	72,134	254,920,863	9,022,252	3,534

課税標準額の段階 区分	営 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	116	122,966	188	1,060
10万円 を超え 100万円 以下の金額	954	1,581,423	25,465	1,658
100万円 " 200万円 "	646	1,808,179	52,136	2,799
200万円 " 300万円 "	420	1,633,678	59,403	3,890
300万円 " 400万円 "	252	1,270,156	50,745	5,040
400万円 " 550万円 "	260	1,650,481	71,021	6,348
550万円 " 700万円 "	187	1,423,461	67,748	7,612
700万円 " 1,000万円 "	222	2,137,330	107,121	9,628
1,000万円 を 超 え る 金 額	132	2,802,686	140,601	21,232
合 計	3,189	14,430,360	574,428	4,525

課税標準額の段階 区分	農 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	2	1,574	2	787
10万円 を超え 100万円 以下の金額	38	61,985	968	1,631
100万円 " 200万円 "	41	113,332	3,548	2,764
200万円 " 300万円 "	18	77,758	2,667	4,320
300万円 " 400万円 "	10	50,574	1,995	5,057
400万円 " 550万円 "	11	71,249	2,908	6,477
550万円 " 700万円 "	1	8,171	374	8,171
700万円 " 1,000万円 "	0	0	0	0
1,000万円 を 超 え る 金 額	0	0	0	0
合 計	121	384,643	12,462	3,179

課税標準額の段階	区 分	そ の 他 の 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		1,015	937,992	1,731	924
10万円 を超え 100万円 以下の金額		9,403	13,530,647	254,472	1,439
100万円 " 200万円 "		3,487	8,518,223	274,159	2,443
200万円 " 300万円 "		891	3,275,051	124,440	3,676
300万円 " 400万円 "		358	1,731,247	70,257	4,836
400万円 " 550万円 "		247	1,545,364	66,141	6,257
550万円 " 700万円 "		120	935,761	41,648	7,798
700万円 " 1,000万円 "		121	1,197,882	57,545	9,900
1,000万円 を 超 え る 金 額		139	3,078,601	160,032	22,148
合 計		15,781	34,750,768	1,050,425	2,202

課税標準額の段階	区 分	土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		238	80,894	64,407	340
10万円 を超え 100万円 以下の金額		194	326,240	43,967	1,682
100万円 " 200万円 "		197	519,713	57,188	2,638
200万円 " 300万円 "		159	621,480	50,398	3,909
300万円 " 400万円 "		95	489,207	33,933	5,150
400万円 " 550万円 "		109	704,453	39,697	6,463
550万円 " 700万円 "		72	579,315	42,234	8,046
700万円 " 1,000万円 "		66	688,701	49,602	10,435
1,000万円 を 超 え る 金 額		130	3,194,332	225,505	24,572
合 計		1,260	7,204,335	606,931	5,718

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		3,550	2,628,525	70,112	740
10万円 を超え 100万円 以下の金額		30,052	44,326,424	955,915	1,475
100万円 " 200万円 "		26,334	67,998,373	2,173,370	2,582
200万円 " 300万円 "		14,250	55,109,576	1,958,172	3,867
300万円 " 400万円 "		7,439	38,495,711	1,465,837	5,175
400万円 " 550万円 "		5,475	36,080,700	1,450,287	6,590
550万円 " 700万円 "		2,163	17,869,544	763,405	8,261
700万円 " 1,000万円 "		1,793	18,554,724	844,421	10,348
1,000万円 を 超 え る 金 額		1,429	30,627,392	1,584,979	21,433
合 計		92,485	311,690,969	11,266,498	3,370

(4) 令和4年度分に係る所得控除等の人員等に関する調

(令和4年7月1日現在)

所得控除を行った 納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除		
	(人)	(人)	(人)	(人)	うち個人年金分 (人)	うち長期分 (人)		
	4	11,987	88,998	7,361	65,311	15,143	24,431	1,002
	障害者控除			寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除		
	普通	特別障害者	実人員	(人)	(人)	(人)		
	1,712	1,431	3,104	757	1,251	6		
	配偶者控除			配偶者特別控除				
	一般 (70歳未満)	老人配偶者 (70歳以上)	計					
	13,073	5,109	18,182	4,101				
	扶養控除					配偶者及び扶養親族のうち同居特障加算分(23万円)にかかる者		
一般 (16歳～18歳) (23歳～69歳)	特定扶養親族 (19歳～22歳)	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等 (70歳以上)	実人員				
6,301	3,842	784	2,452	11,497	733			

障害者控除の 対象となった 人員	納税義務者数			扶養親族及び控除対象配偶者		
	一般	特別	計	一般	特別	計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	832	599	1,431	939	864	1,803

特定支出控除 の対象となった 納税義務者数	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
1	1,660	1,480,938	28	6,709

税額控除を行った 納税義務者数	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額の控除	株式等譲渡所得割額の控除
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,239	4,070	10,490	50	1,063	395

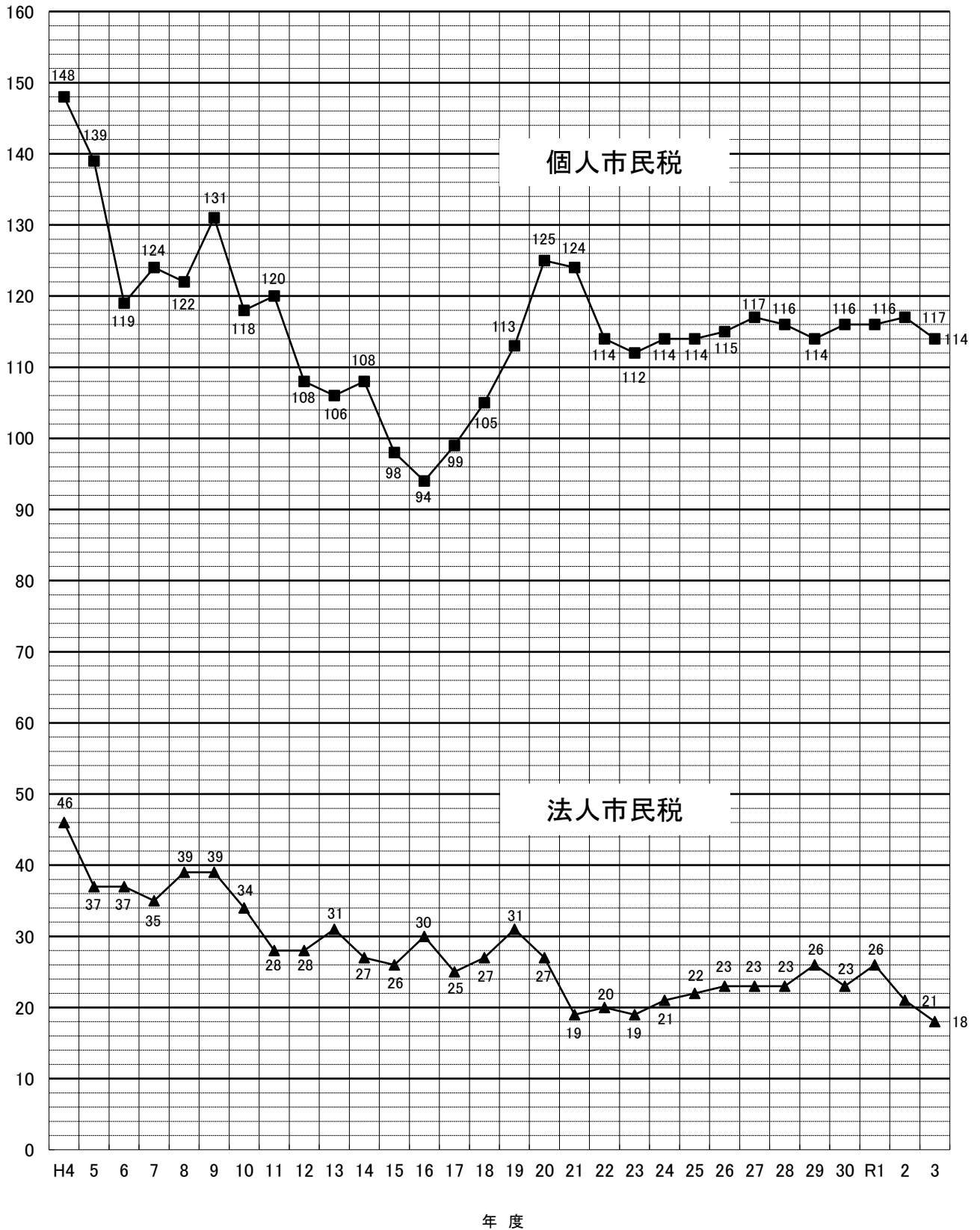
(5) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調

年度			平成 29 年度		平成 30 年度		令和元 年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
			調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比
区 分			(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
	個 人	普 通 徴 収	均 等 割	87,965	94.9	87,745	99.7	87,004	99.2	85,464	98.2	82,539
所 得 割			2,301,604	89.3	2,406,113	104.5	2,408,496	100.1	2,367,723	98.3	2,296,014	97.0
計			2,389,569	89.5	2,493,858	104.4	2,495,500	100.1	2,453,188	98.3	2,378,553	97.0
特 別 徴 収		均 等 割	247,333	103.0	250,646	101.3	252,903	100.9	256,237	101.3	257,456	100.5
		所 得 割	8,628,489	101.4	8,698,366	100.8	8,753,885	100.6	8,835,779	100.9	8,625,841	97.6
		計	8,875,822	101.5	8,949,012	100.8	9,006,788	100.6	9,092,016	100.9	8,883,296	97.7
計		均 等 割	335,298	100.8	338,391	100.9	339,907	100.4	341,701	100.5	339,994	99.5
		所 得 割	10,930,093	98.6	11,104,479	101.6	11,162,381	100.5	11,203,502	100.4	10,921,855	97.5
		計	11,265,391	98.7	11,442,870	101.6	11,502,288	100.5	11,545,203	100.4	11,261,849	97.5
		分 離 課 税 (退 職 所 得)	108,729	52.8	113,416	104.3	104,444	92.1	110,919	106.2	88,732	80.0
法 人		均 等 割	618,463	99.4	599,365	96.9	610,141	101.8	583,503	95.6	590,234	101.2
		法 人 税 割	2,053,806	120.5	1,794,718	87.4	2,015,531	112.3	1,500,037	74.4	1,188,808	79.3
	計	2,672,269	114.8	2,394,083	89.6	2,625,672	109.7	2,083,540	79.4	1,779,042	85.4	
合 計			14,046,389	100.7	13,950,369	99.3	14,232,404	102.0	13,739,663	96.5	13,129,623	95.6

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

(6) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成4年度以降)

調定額 (億円)



2 固定資産税

(1) 土地の決定価格等に関する調（法定免税点以上のもの）

年 度		令 和 元 年 度				令 和 2 年 度				
区 分 地 目	地 積	決定価格	単 位 地 積 当 たり 最 高 額	課 税 標 準 額	地 積	決定価格	単 位 地 積 当 たり 最 高 額	課 税 標 準 額		
	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)		
田	一 般 田	4,959,802	515,631	124	515,631	4,880,104	507,020	124	507,020	
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介在田・市街化区域田	188,561	9,716,006	84,028	3,434,863	188,534	8,904,277	82,684	3,376,795	
畑	一 般 畑	16,879,084	1,039,439	90	1,039,439	16,785,918	1,033,767	90	1,033,767	
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介在畑・市街化区域畑	562,239	25,985,426	132,078	9,597,722	544,031	24,499,302	132,078	8,998,145	
宅 地	小規模住宅用地	10,507,071	689,353,855	464,436	114,888,152	10,569,034	682,409,852	464,436	113,733,017	
	一 般 住 宅 用 地	3,112,850	163,497,258	257,635	54,497,301	3,117,386	160,485,166	257,635	53,494,242	
	商業地等(非住宅用地)	4,813,734	278,893,620	571,194	190,887,959	4,843,931	278,108,760	571,194	190,564,579	
	小 計	18,433,655	1,131,744,733	571,194	360,273,412	18,530,351	1,121,003,778	571,194	357,791,838	
塩 田										
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0	0	0	
池 沼		8,009	270,053	51,337	189,076	8,009	261,283	49,668	182,937	
山 林	一 般 山 林	14,694,967	554,006	215	554,001	14,732,050	555,355	215	555,352	
	介 在 山 林	175,370	447,326	48,550	311,727	174,899	436,871	48,550	304,409	
牧 場		40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192	
原 野		2,279,805	49,051	296	48,847	2,280,438	49,067	296	48,863	
雑 種 地	ゴ ル フ 場	216,988	581,610	2,730	385,595	216,988	581,610	2,730	385,595	
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	1,240,272	21,282,715	67,600	14,465,154	1,240,384	21,095,283	67,600	14,350,012
		複 合 利 用	小規模住宅用地	0	0	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	0	0	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	21,514	1,403,078	235,800	956,501	21,514	1,395,298	235,800
	計	21,514	1,403,078	235,800	956,501	21,514	1,395,298	235,800	952,207	
	そ の 他 雑 種 地	2,801,196	95,623,427	344,253	66,232,712	2,822,667	94,128,967	344,253	65,185,657	
計	4,279,970	118,890,830	344,253	82,039,962	4,301,553	117,201,158	344,253	80,873,471		
そ の 他										
合 計		62,502,059	1,289,214,693		458,006,872	62,466,484	1,274,454,070		453,674,789	

(各年 1月1日現在)

令和3年度				令和4年度			
地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)
4,851,376	503,956	124	503,956	4,849,697	503,723	124	503,723
0	0	0	0	0	0	0	0
145,763	7,250,837	80,322	2,581,963	140,713	6,865,991	79,522	2,390,886
16,732,946	1,030,770	90	1,030,770	16,728,925	1,030,534	90	1,030,534
0	0	0	0	0	0	0	0
524,943	22,586,454	131,657	8,351,184	514,717	21,488,515	131,657	7,959,928
10,624,600	671,290,082	482,090	111,717,522	10,682,202	662,765,487	482,090	110,447,640
3,125,703	156,177,058	261,800	52,003,223	3,134,400	152,262,515	261,800	50,745,910
4,798,689	277,548,846	600,635	187,543,147	4,805,448	272,800,341	600,635	184,621,760
18,548,992	1,105,015,986	600,635	351,263,892	18,622,050	1,087,828,343	600,635	345,815,310
0	0	0	0	0	0	0	0
8,008	239,641	45,542	167,788	2,792	2,047	3,650	1,472
14,740,211	555,691	215	555,687	14,743,768	555,942	215	555,939
175,472	415,263	49,050	289,212	174,586	387,921	47,700	270,224
40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192
2,286,634	49,258	296	49,055	2,285,913	49,289	296	49,068
216,988	582,554	2,700	382,778	216,988	582,554	2,700	385,759
0	0	0	0	0	0	0	0
1,240,384	21,252,189	70,800	14,227,746	1,241,584	21,083,345	70,800	14,135,667
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
21,514	1,391,917	245,450	940,277	20,433	1,334,828	245,450	901,772
21,514	1,391,917	245,450	940,277	20,433	1,334,828	245,450	901,772
2,852,589	94,571,658	355,505	64,805,608	2,799,635	91,448,016	355,505	62,968,770
4,331,475	117,798,318	355,505	80,356,409	4,278,640	114,448,743	355,505	78,391,968
62,386,417	1,255,448,366		445,152,108	62,382,398	1,233,163,240		436,971,244

(2) 土地に関する概要調書(総括表)

区 分 地 目		地 積				決 定		
		非課税 地 積 (イ) (㎡)	評価総 地 積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ロ)-(二) (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (二) (㎡)	総 額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ホ)-(ト) (ヘ) (千円)	
田	一 般 田	12,072	5,264,144	414,447	4,849,697	547,121	43,398	
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0	
	介在田・市街化区域田	2,912	140,767	54	140,713	6,867,685	1,694	
畑	一 般 畑	202,123	17,870,101	1,141,176	16,728,925	1,101,389	70,855	
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0	
	介在畑・市街化区域畑	7,316	515,014	297	514,717	21,491,556	3,041	
宅 地	小規模住宅用地		10,691,798	9,596	10,682,202	663,122,844	357,357	
	一 般 住 宅 用 地		3,135,574	1,174	3,134,400	152,299,310	36,795	
	商業地等(非住宅用地)		4,806,610	1,162	4,805,448	272,808,217	7,876	
	小 計	1,252,425	18,633,982	11,932	18,622,050	1,088,230,371	402,028	
塩 田		0						
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0	
池 沼		7,996	3,234	442	2,792	2,075	28	
山林	一 般 山 林	1,991,986	16,108,216	1,364,448	14,743,768	607,697	51,755	
	介 在 山 林	59,758	185,989	11,403	174,586	391,165	3,244	
牧 場		0	40,597	0	40,597	2,192	0	
原 野		10,778,144	2,555,331	269,418	2,285,913	54,755	5,466	
雑 種 地	ゴ ル フ 場	687,489	216,988	0	216,988	582,554	0	
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	
	鉄 道 用 地	単体利用	41,983	1,241,600	16	1,241,584	21,083,364	19
		複 合 利 用	小規模住宅用地		0	0	0	0
			一般住宅用地		0	0	0	0
			住宅用地以外		20,433	0	20,433	1,334,828
	計	0	20,433	0	20,433	1,334,828	0	
そ の 他 雑 種 地	1,557,158	2,833,557	33,922	2,799,635	91,555,899	107,883		
計	2,286,630	4,312,578	33,938	4,278,640	114,556,645	107,902		
そ の 他		22,812,057						
合 計		39,413,419	65,629,953	3,247,555	62,382,398	1,233,852,651	689,411	

(令和4年1月1日現在)

総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
55,515	3,823	51,692

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税 地筆数 (リ) (筆)	評 価 総筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ス) - (ツ) (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (ヲ) (筆)	平均価格 (ホ) / (ロ) (ワ) (円)	最高価格 (カ) (円)
503,723	503,723	77	9,349	866	8,483	104	124
0	0	0	0	0	0	0	0
6,865,991	2,390,886	16	360	4	356	48,788	79,522
1,030,534	1,030,534	440	29,417	2,347	27,070	62	90
0	0	0	0	0	0	0	0
21,488,515	7,959,928	41	2,174	14	2,160	41,730	131,657
662,765,487	110,447,640		80,171	688	79,483	62,022	482,090
152,262,515	50,745,910		29,731	223	29,508	48,571	261,800
272,800,341	184,621,760		13,673	50	13,623	56,757	600,635
1,087,828,343	345,815,310	1,939	123,575	961	122,614	58,400	600,635
		0					
0	0	0	0	0	0	0	0
2,047	1,472	15	9	2	7	642	3,650
555,942	555,939	350	12,056	1,669	10,387	38	215
387,921	270,224	76	561	56	505	2,103	47,700
2,192	2,192	0	54	0	54	54	54
49,289	49,068	263	876	190	686	21	296
582,554	385,759	5	55	0	55	2,685	2,700
0	0	0	0	0	0	0	0
21,083,345	14,135,667	299	3,197	1	3,196	16,981	70,800
0	0		0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0
1,334,828	901,772		42	0	42	65,327	245,450
1,334,828	901,772	0	42	0	42	65,327	245,450
91,448,016	62,968,770	2,563	11,582	873	10,709	32,311	355,505
114,448,743	78,391,968	2,867	14,876	874	14,002	26,563	355,505
		77,784					
1,233,163,240	436,971,244	83,868	193,307	6,983	186,324	18,800	

(3) 宅地介在農地等に関する調

区 分	地 積			決 定 価 格					
	評 価 総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)			
介 在 田	9,641	0	9,641	343,689	0	343,689			
介 在 畑	80,974	213	80,761	2,400,065	1,264	2,398,801			
宅地介在山林	185,989	11,403	174,586	391,165	3,244	387,921			
農地介在山林	0	0	0	0	0	0			
市 街 区 域 農 地	通 常 街 区 域 農 地	田	特定市農 (平30以前参入分)	128,402	54	128,348	6,417,202	1,694	6,415,508
			特定市農 (令1以後参入分)	2,724	0	2,724	106,794	0	106,794
			上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
			小 計	131,126	54	131,072	6,523,996	1,694	6,522,302
	街 区 域 農 地	畑	特定市農 (平30以前参入分)	424,568	84	424,484	18,719,747	1,777	18,717,970
			特定市農 (令1以後参入分)	9,472	0	9,472	371,744	0	371,744
			上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
			小 計	434,040	84	433,956	19,091,491	1,777	19,089,714
	農 地	計	特定市農 (平30以前参入分)	552,970	138	552,832	25,136,949	3,471	25,133,478
			特定市農 (令1以後参入分)	12,196	0	12,196	478,538	0	478,538
			上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
			計	565,166	138	565,028	25,615,487	3,471	25,612,016

(令和4年1月1日現在)

単位当たり 最高価格 (円/㎡)	課 税 標 準 額			筆 数		
	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆)
71,727	240,081	0	240,081	34	0	34
102,200	1,674,484	885	1,673,599	376	7	369
47,700	272,495	2,271	270,224	561	56	505
0	0	0	0	0	0	0
79,522	2,139,068	565	2,138,503	317	4	313
52,226	12,302	0	12,302	9	0	9
0	0	0	0	0	0	0
79,522	2,151,370	565	2,150,805	326	4	322
131,657	6,239,839	592	6,239,247	1,757	7	1,750
59,320	47,082	0	47,082	41	0	41
0	0	0	0	0	0	0
131,657	6,286,921	592	6,286,329	1,798	7	1,791
131,657	8,378,907	1,157	8,377,750	2,074	11	2,063
59,320	59,384	0	59,384	50	0	50
0	0	0	0	0	0	0
131,657	8,438,291	1,157	8,437,134	2,124	11	2,113

(4) 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和4年1月1日現在)

		納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)	最高価格地の所在地番	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)	単位当たり 最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁 華 街	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	138	50,458	17,223,904	栄町2丁目554番13	10,895,323	347	600,635
	普通商業地区	1,093	753,019	71,885,317	栄町2丁目554番46	38,079,638	2,177	243,590
	計	1,231	803,477	89,109,221		48,974,961	2,524	600,635
住宅地区	併用住宅地区	3,263	1,311,284	106,079,108	城山1丁目575番7	43,951,724	6,386	166,160
	高級住宅地区	132	66,454	5,979,433	南町3丁目724番13	1,617,172	219	122,288
	普通住宅地区	39,397	11,465,102	745,706,118	城山1丁目578番1	186,567,845	66,225	139,230
	計	42,792	12,842,840	857,764,659		232,136,741	72,830	166,160
工業地区	大工場地区	119	1,460,350	51,256,151	国府津2880番6	33,797,585	829	53,428
	中小工場地区	250	228,246	10,485,288	前川153番1	6,046,765	528	98,471
	家内工業地区	0	0	0	-	0	0	0
	計	369	1,688,596	61,741,439		39,844,350	1,357	98,471
村落地区	集 団 地 区	0	0	0	-	0	0	0
	村 落 地 区	6,773	3,218,791	79,000,861	荻窪487番3	24,743,145	12,746	67,800
	計	6,773	3,218,791	79,000,861		24,743,145	12,746	67,800
観 光 地 区	0	0	0	-	0	0	0	
農業用施設の用に 供する宅地	213	65,742	204,192	曾比326番(01)	111,756	353	4,907	
生産緑地地区内 の宅地	5	2,604	7,971	曾比2258番1	4,357	9	3,061	
合 計	51,383	18,622,050	1,087,828,343		345,815,310	89,819	600,635	

(5) 土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調

(令和4年1月1日現在)

区 分	評価総地積 (イ) (㎡)	決 定 価 格			軽 減 額				提示平均 価額 (ウ) (円)
		総 額 (ロ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ウ)-(ニ) (ハ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ニ) (千円)	課税標準額の 特例によるもの (ホ)	負担調整措置 によるもの (ヘ)	特定市街化区域 農地に係るもの (ト)	合 計 (ハ)+(ホ)+(ヘ)+(ト) (チ) (千円)	
一 般 田	5,264,144	547,121	43,398	503,723	0	0		43,398	103,920
一 般 畑	17,870,101	1,101,389	70,855	1,030,534	0	0		70,855	61,625
宅 地 (宅地A・Bを除く)	18,564,587	1,088,014,986	398,806	1,087,616,180	654,612,258	87,304,721		742,315,785	59,713
一 般 山 林	16,108,216	607,697	51,755	555,942	0	3		51,758	37,726
小 計	57,807,048	1,090,271,193	564,814	1,089,706,379	654,612,258	87,304,724		742,481,796	
宅地A(農業用施設用 地・農地+造成費)	66,791	207,414	3,222	204,192	0	92,440		95,662	
宅地B(生産緑地区内の 宅地・農地等+造成費)	2,604	7,971	0	7,971	0	3,614		3,614	
上記以外の 地目の計	7,753,510	143,366,073	121,375	143,244,698	424,257	36,579,897	17,174,806	54,300,335	
小 計	7,822,905	143,581,458	124,597	143,456,861	424,257	36,675,951	17,174,806	54,399,611	
合 計	65,629,953	1,233,852,651	689,411	1,233,163,240	655,036,515	123,980,675	17,174,806	796,881,407	

(注)提示平均価額は、宅地(宅地A・Bを除く)にあつては1㎡当たり、一般田、一般畑及び一般山林にあつては1,000㎡当たりの価額である。

(6) 家屋に関する概要調書(総括表)

(令和4年1月1日現在)

区 分		納税義務者 数 (人)	棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価 格 (円)
木 造	総 数		60,708	6,366,309	172,028,103	27,022
	法定免税点未満のもの		3,337	103,578	186,195	1,798
	法定免税点以上のもの		57,371	6,262,731	171,841,908	27,439
木 造 以 外	総 数		15,955	5,430,028	279,606,927	51,493
	法定免税点未満のもの		178	3,244	17,395	5,362
	法定免税点以上のもの		15,777	5,426,784	279,589,532	51,520
計	総 数	60,865	76,663	11,796,337	451,635,030	38,286
	法定免税点未満のもの	2,736	3,515	106,822	203,590	1,906
	法定免税点以上のもの	58,129	73,148	11,689,515	451,431,440	38,618
非 課 税 家 屋			841	507,724		

(7) 木造家屋に関する調

区 分 家屋の種類	棟 数			床 面 積		
	総 数 (イ)	法定免税点 未満のもの (ロ)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)	総 数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)
専 用 住 宅	45,340	809	44,531	5,079,793	36,061	5,043,732
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	2,287	1	2,286	494,971	98	494,873
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	2,159	55	2,104	197,290	2,054
	その他の用の部分 2	2,159	55	2,104	99,020	1,270
	計(棟数については 1の数値を記入)	2,159	55	2,104	296,310	3,324
旅 館 ・ 料 亭 ・ ホ テ ル	47	0	47	6,959	0	6,959
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	769	36	733	82,833	742	82,091
劇 場 ・ 病 院	60	0	60	12,564	0	12,564
工 場 ・ 倉 庫	787	106	681	73,523	5,525	67,998
土 蔵	178	16	162	8,774	759	8,015
附 属 家	9,081	2,314	6,767	310,582	57,069	253,513
合 計	60,708	3,337	57,371	6,366,309	103,578	6,262,731

(参考)

実際免税点の額
200,000円

(令和4年1月1日現在)

決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
総 額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (ヘ)
(ト)	(チ)	(ト)-(チ) (リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)
(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
147,354,760	78,166	147,276,594	29,008	2,168	29,200
15,678,099	133	15,677,966	31,675	1,357	31,681
3,374,804	4,707	3,370,097	17,106	2,292	17,262
1,493,372	3,130	1,490,242	15,082	2,465	15,245
4,868,176	7,837	4,860,339	16,429	2,358	16,589
111,952	0	111,952	16,087	0	16,087
1,697,374	3,790	1,693,584	20,492	5,108	20,631
471,975	0	471,975	37,566	0	37,566
431,088	9,647	421,441	5,863	1,746	6,198
25,730	1,777	23,953	2,933	2,341	2,989
1,388,949	84,845	1,304,104	4,472	1,487	5,144
172,028,103	186,195	171,841,908	27,022	1,798	27,439

(8) 木造以外の家屋に関する調

家屋の種類	区 分 構造別	棟 数					
		総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟 数 (イ)	主たる用途以外の棟数	棟 数 (ロ)	主たる用途以外の棟数	棟 数 (ハ)	主たる用途以外の棟数
事務所・店舗・百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	29	11	0	0	29	11
	鉄筋コンクリート造	304	199	0	0	304	199
	鉄 骨 造	1,033	619	0	0	1,033	619
	軽 量 鉄 骨 造	249	145	1	1	248	144
	れんが造・コンクリートブロック造	19	2	0	0	19	2
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,634	976	1	1	1,633	975
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	26	4	0	0	26	4
	鉄筋コンクリート造	1,142	68	0	0	1,142	68
	鉄 骨 造	1,353	201	0	0	1,353	201
	軽 量 鉄 骨 造	6,323	15	4	0	6,319	15
	れんが造・コンクリートブロック造	70	7	0	0	70	7
	そ の 他	1	0	0	0	1	0
	計	8,915	295	4	0	8,911	295
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	0	0	4	0
	鉄筋コンクリート造	55	19	0	0	55	19
	鉄 骨 造	54	17	0	0	54	17
	軽 量 鉄 骨 造	12	6	0	0	12	6
	れんが造・コンクリートブロック造	1	0	0	0	1	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	126	42	0	0	126	42
工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	13	1	0	0	13	1
	鉄筋コンクリート造	185	21	0	0	185	21
	鉄 骨 造	960	100	0	0	960	100
	軽 量 鉄 骨 造	393	20	11	0	382	20
	れんが造・コンクリートブロック造	185	7	11	0	174	7
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,736	149	22	0	1,714	149
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	1	0	0	4	1
	鉄筋コンクリート造	934	52	12	0	922	52
	鉄 骨 造	546	116	6	0	540	116
	軽 量 鉄 骨 造	1,084	31	62	0	1,022	31
	れんが造・コンクリートブロック造	965	9	71	0	894	9
	そ の 他	11	0	0	0	11	0
	計	3,544	209	151	0	3,393	209
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	76	17	0	0	76	17
	鉄筋コンクリート造	2,620	359	12	0	2,608	359
	鉄 骨 造	3,946	1,053	6	0	3,940	1,053
	軽 量 鉄 骨 造	8,061	217	78	1	7,983	216
	れんが造・コンクリートブロック造	1,240	25	82	0	1,158	25
	そ の 他	12	0	0	0	12	0
	計	15,955	1,671	178	1	15,777	1,670

(令和4年1月1日現在)

床面積			決定価格			単位当たり価格		
総数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	総額 (ト) (千円)	法定免税点 未満のもの (チ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (千円)	(ト)/(ニ) (ヌ) (円)	(チ)/(ホ) (ル) (円)	(リ)/(ヘ) (ヲ) (円)
257,518	0	257,518	17,925,195	0	17,925,195	69,608	0	69,608
337,095	0	337,095	20,720,720	0	20,720,720	61,468	0	61,468
623,253	0	623,253	35,952,943	0	35,952,943	57,686	0	57,686
32,251	15	32,236	900,204	110	900,094	27,912	7,333	27,922
1,968	0	1,968	42,039	0	42,039	21,361	0	21,361
17	0	17	283	0	283	16,647	0	16,647
1,252,102	15	1,252,087	75,541,384	110	75,541,274	60,332	7,333	60,332
99,779	0	99,779	6,741,497	0	6,741,497	67,564	0	67,564
839,266	0	839,266	55,268,960	0	55,268,960	65,854	0	65,854
356,480	0	356,480	18,509,532	0	18,509,532	51,923	0	51,923
955,441	62	955,379	36,788,927	595	36,788,332	38,505	9,597	38,507
6,102	0	6,102	83,881	0	83,881	13,746	0	13,746
240	0	240	3,515	0	3,515	14,646	0	14,646
2,257,308	62	2,257,246	117,396,312	595	117,395,717	52,007	9,597	52,008
61,174	0	61,174	10,288,948	0	10,288,948	168,192	0	168,192
72,085	0	72,085	5,631,459	0	5,631,459	78,122	0	78,122
40,399	0	40,399	3,848,245	0	3,848,245	95,256	0	95,256
3,633	0	3,633	168,658	0	168,658	46,424	0	46,424
51	0	51	1,321	0	1,321	25,902	0	25,902
0	0	0	0	0	0	0	0	0
177,342	0	177,342	19,938,631	0	19,938,631	112,430	0	112,430
75,026	0	75,026	3,411,693	0	3,411,693	45,473	0	45,473
195,993	0	195,993	5,078,924	0	5,078,924	25,914	0	25,914
1,054,498	0	1,054,498	43,401,122	0	43,401,122	41,158	0	41,158
45,808	338	45,470	471,324	1,554	469,770	10,289	4,598	10,331
10,054	290	9,764	94,362	1,144	93,218	9,386	3,945	9,547
20	0	20	280	0	280	14,000	0	14,000
1,381,399	628	1,380,771	52,457,705	2,698	52,455,007	37,974	4,296	37,990
16,056	4	16,052	1,706,301	146	1,706,155	106,272	36,500	106,289
69,027	169	68,858	3,486,796	1,849	3,484,947	50,514	10,941	50,611
214,019	144	213,875	8,503,302	724	8,502,578	39,732	5,028	39,755
43,742	1,365	42,377	380,520	5,620	374,900	8,699	4,117	8,847
18,734	857	17,877	190,101	5,653	184,448	10,147	6,596	10,318
299	0	299	5,875	0	5,875	19,649	0	19,649
361,877	2,539	359,338	14,272,895	13,992	14,258,903	39,441	5,511	39,681
509,553	4	509,549	40,073,634	146	40,073,488	78,645	36,500	78,645
1,513,466	169	1,513,297	90,186,859	1,849	90,185,010	59,590	10,941	59,595
2,288,649	144	2,288,505	110,215,144	724	110,214,420	48,157	5,028	48,160
1,080,875	1,780	1,079,095	38,709,633	7,879	38,701,754	35,813	4,426	35,865
36,909	1,147	35,762	411,704	6,797	404,907	11,155	5,926	11,322
576	0	576	9,953	0	9,953	17,280	0	17,280
5,430,028	3,244	5,426,784	279,606,927	17,395	279,589,532	51,493	5,362	51,520

(9) 新增分家屋に関する調
=木造家屋=

(令和3年1月2日～令和4年1月1日)

家屋の種類		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(円)
		総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ) (千円)	うち	
新 増 分	専用住宅	644	6	70,554	176	5,666,433	13,506	80,313
	共同住宅・寄宿舎	32	0	11,418	0	960,651	0	84,135
	併用住宅	7	2	680	8	49,273	589	72,460
	旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0	0	0	0
	事務所・銀行・店舗	10	2	714	104	42,623	6,272	59,696
	劇場・病院	6	2	948	40	66,302	2,915	69,939
	工場・倉庫	4	0	310	0	14,439	0	46,577
	土蔵	0	0	0	0	0	0	0
附属家	1	0	32	0	1,826	0	57,063	
合計		704	12	84,656	328	6,801,547	23,282	80,343

=木造以外の家屋=

家屋の種類		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(円)		
		総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ) (千円)	うち 増築分			
									区分	区分
新 増 分	事務所・ 百貨・ 店舗・ 店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0		
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0		
		鉄骨造	6	0	6,507	0	796,088	0	122,343	
		軽量鉄骨造	3	0	593	0	49,394	0	83,295	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	9	0	7,100	0	845,482	0	119,082	
	住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	2	0	2,315	0	272,925	0	117,894	
		鉄骨造	14	0	4,282	0	431,002	0	100,654	
		軽量鉄骨造	72	0	9,508	0	928,600	0	97,665	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	88	0	16,105	0	1,632,527	0	101,368	
	増	病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄骨造	1	1	615	615	94,868	94,868	154,257
			軽量鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
			れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	1	615	615	94,868	94,868	154,257
	分	工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄骨造	7	0	2,907	0	230,298	0	79,222
軽量鉄骨造			8	0	582	0	20,281	0	34,847	
れんが造・コンクリートブロック造			0	0	0	0	0	0	0	
その他			0	0	0	0	0	0	0	
計			15	0	3,489	0	250,579	0	71,820	
その他	その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	2	0	12	0	728	0	60,667	
		鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0	
		軽量鉄骨造	9	0	228	0	7,947	0	34,855	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	11	0	240	0	8,675	0	36,146	
合計		124	1	27,549	615	2,832,131	94,868	102,803		

(10) 減少分家屋に関する調

=木造家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (円) (口)/(イ)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (口) (千円)	
専用住宅	373	34,826	491,103	14,102
共同住宅・寄宿舍	29	4,947	66,549	13,452
併用住宅	25	2,967	35,966	12,122
旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0
事務所・銀行・店舗	16	1,568	18,424	11,750
劇場・病院	0	0	0	0
工場・倉庫	17	2,610	8,897	3,409
土蔵	0	0	0	0
附属家	124	4,356	17,415	3,998
合計	584	51,274	638,354	12,450

=木造以外の家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (円) (口)/(イ)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (口) (千円)	
事務所・店舗・百貨店	15	9,909	302,599	30,538
住宅・アパート	41	10,420	282,557	27,117
病院・ホテル	0	10	458	45,800
工場・倉庫・市場	21	6,828	79,584	11,656
その他	47	10,371	233,966	22,560
合計	124	37,538	899,164	23,953

(11) 家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)

(各年1月1日現在)

年度	区分	床面積 (イ) (㎡)	決定価格 (口) (千円)	単位当たり 評価額 (口)/(イ) (円)	課税標準額 (千円)
令和2年度	木造	6,193,978	173,082,362	27,944	173,061,010
	木造以外	5,435,355	277,907,932	51,130	277,446,244
	計	11,629,333	450,990,294	38,780	450,507,254
令和3年度	木造	6,209,575	165,275,608	26,616	164,999,366
	木造以外	5,231,004	264,715,695	50,605	260,747,985
	計	11,440,579	429,991,303	37,585	425,747,351
令和4年度	木造	6,262,731	171,841,908	27,439	171,821,783
	木造以外	5,426,784	279,589,532	51,520	278,906,967
	計	11,689,515	451,431,440	38,618	450,728,750

(12) 軽減税額等に関する調(家屋)

(令和4年1月1日現在)

区 分	減額割合	総 数			令和4年度に新たに軽減			令和4年度で軽減終了		
		個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)
法第352条の3第1項 震災等代替家屋等	1/2	0	0	0		0	0	0	0	0
法附則第15条の6第1項 新築住宅	1/2	1,955	173,495	95,157	632	58,237	32,740	705	59,182	31,019
法附則第15条の6第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	861	52,167	35,200	158	8,307	5,568	167	9,455	5,335
法附則第15条の7第1項 認定長期優良住宅	1/2	1,040	112,463	63,834	205	21,980	13,407	187	20,470	10,566
法附則第15条の7第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	38	4,251	2,543	7	840	545	4	398	209
法附則 第15条の8 第1項 市街地 再開発 事業	第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅以外	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の8第2項 サービス付き高齢者向け住宅	2/3	47	1,937	1,009	0	0	0	0	0	0
法附則 第15条の8 第3項 防災街区 整備事業	住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則 第15条の8 第4項 高規格堤防 整備事業	住宅(特定居住用部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非特定居住用部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第1項 耐震改修(住宅)	1/2	3	347	47	3	347	47	3	347	47
法附則第15条の9第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	11	894	77	11	894	77	11	894	77
法附則第15条の9第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	1	62	13	1	62	13	1	62	13
法附則第15条の9第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
法附則第15条の9の2第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の10第1項 耐震改修(住宅以外)	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の11第1項 改修実演芸術公演施設	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第16条の2第10項 平成28年熊本地震 被災代替家屋	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
平成30年附則第20条第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
合 計		3,956	345,616	197,880	1,017	90,667	52,397	1,078	90,808	47,266

(13) 償却資産の価格等に関する調

(令和4年1月1日現在)

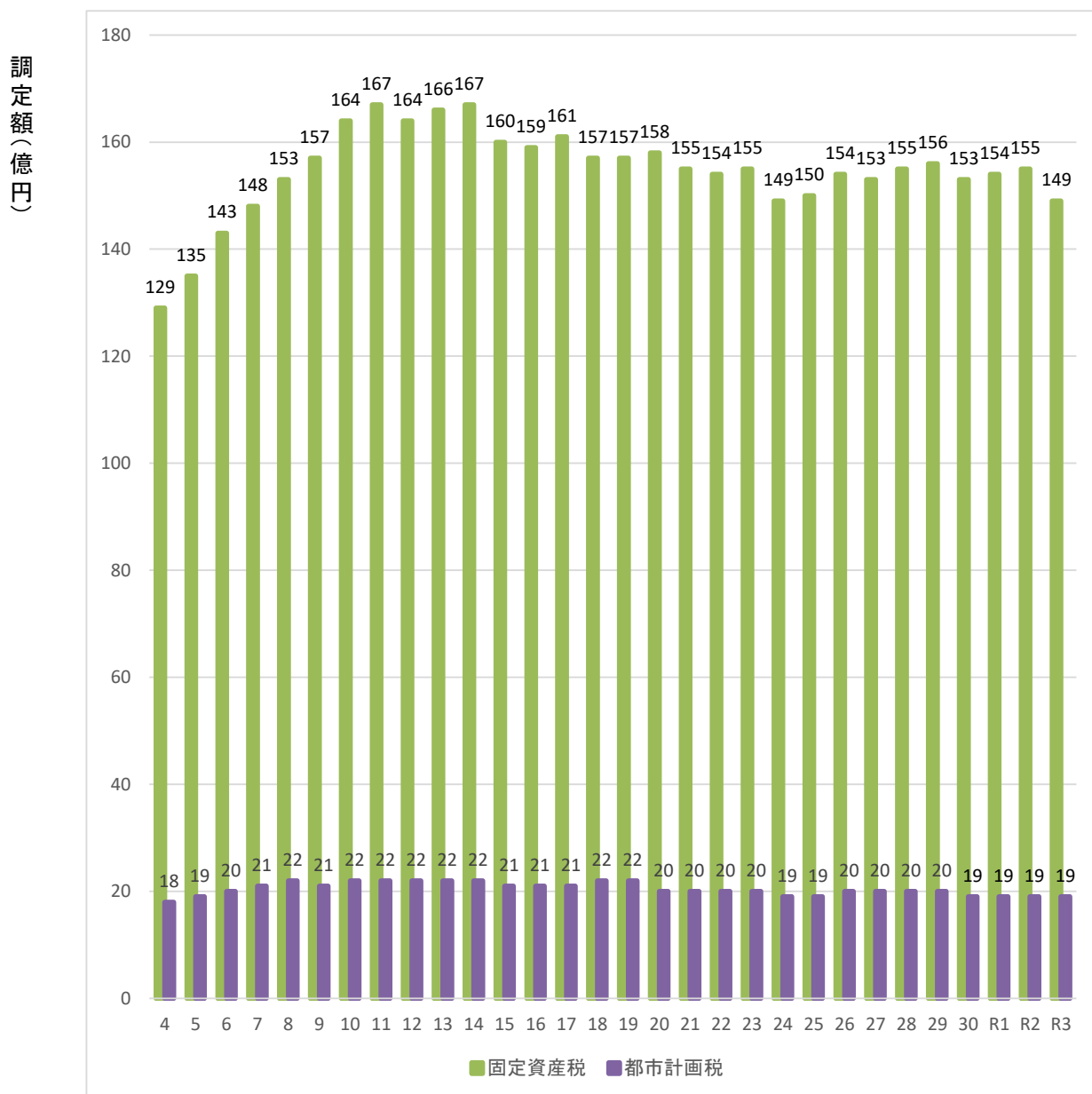
総括表		(法定免税点以上のもの)			
		納税義務者数 2,316人			
種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3 又は法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市 町 村 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	36,949,284	36,901,850	12,919	36,888,931
	機 械 及 び 装 置	52,636,456	52,480,684	17,384	52,463,300
	船 舶	100,276	54,374	45,901	8,473
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	412,143	412,143	0	412,143
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	21,128,824	21,094,005	2,396	21,091,609
	調 整 額	0	0		0
	小 計 (ハ)	111,226,983	110,943,056	78,600	110,864,456
法 第 3 8 9 条 関 係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	99,360,707	96,629,159		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	7,888,785	6,756,808		
	小 計 (ニ)	107,249,492	103,385,967		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等を 決定したもの (ホ)		-	-		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		218,476,475	214,329,023		
同 上 内 訳	市町村分の額		214,329,023		
	道府県分の額		-		

(14) 償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調

(単位:千円)

区 分 (法定免税点以上のもの)		決定価格	特例率	課税標準額	
法第349条の3	第2項 (取得後5年間)	ガス事業用資産	383	1 / 3	128
	第2項 (その後5年間)	ガス事業用資産	15,899	2 / 3	10,599
	第5項	内航船舶	91,802	1 / 2	45,901
	第9項	日本放送協会	19,862	1 / 2	9,931
	第20項	科学技術振興機構	2,996	1 / 2	1,498
法附則第15条	第2項 (平成11年3月31日以前取得)	公共の危害防止施設等	1,188	1 / 6	198
	第2項 (平成26年4月1日~ 平成30年3月31日取得)	公共の危害防止施設等 (産業廃棄物処理施設)	3,116	1 / 3	1,039
	第2項5号	公共の危害防止施設等 (下水道除害設備)	7,429	3 / 4	5,572
	第33項	特定事業所内保育施設 (わがまち特例)適用分	2,477	1 / 2	1,239
	旧第41項	先端設備等	120,008	0	0
	旧第43項	経営力向上設備等	4,991	1 / 2	2,495
法附則第64条		新型コロナ先端設備等	92,376	0	0

(15) 固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成4年度以降)



3 軽自動車税(種別割)

(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移

車 種		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年比(%)	
				(台)	(台)	(台)	(台)		
原動機付自転車	50 cc 以下			9,687	9,358	9,021	8,723	96.70	
	90 cc 以下			783	758	766	810	105.74	
	90ccを超えるもの			2,750	2,832	2,903	3,113	107.23	
	ミニカー			187	188	206	220	106.80	
	小 計			13,407	13,136	12,896	12,866	99.77	
軽自動車	二 輪 車			2,801	2,880	2,853	2,930	102.70	
	三 輪 車	新 税 率	旧税率	0	0	0	0	-	
			軽課なし	0	0	0	0	-	
			75%減	0	0	0	0	-	
			50%減	0	0	0	0	-	
			25%減	0	0	0	0	-	
			重課	1	1	1	1	100.00	
	乗 用 車	営 業 用	新 税 率	旧税率	0	0	0	0	-
				軽課なし	1	1	2	3	150.00
				75%減	0	0	0	0	-
				50%減	0	0	0	0	-
				25%減	0	0	0	0	-
		重課	0	0	0	0	-		
		自 家 用	新 税 率	旧税率	15,709	13,653	11,970	10,384	86.75
				軽課なし	6,141	7,980	10,034	12,578	125.35
				75%減	0	0	0	0	-
				50%減	351	331	181	0	0.00
	25%減			751	882	787	0	0.00	
	重課	5,886	6,367	6,808	7,120	104.58			
	四 輪 車	営 業 用	新 税 率	旧税率	179	159	145	114	78.62
				軽課なし	123	153	201	238	118.41
				75%減	0	0	2	0	0.00
				50%減	0	0	0	0	-
				25%減	14	7	0	0	-
		重課	45	46	69	62	89.86		
		自 家 用	新 税 率	旧税率	4,144	3,527	3,036	2,549	83.96
				軽課なし	2,040	2,619	3,132	3,671	117.21
75%減				0	0	0	3	-	
50%減				0	0	0	0	-	
25%減	95			97	61	0	0.00		
重課	3,086	3,117	3,180	3,248	102.14				
小 計			41,367	41,820	42,462	42,901	101.03		
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用			695	698	701	714	101.85	
	特 殊 作 業 用			381	379	374	378	101.07	
	小 計			1,076	1,077	1,075	1,092	101.58	
二輪の小型自動車			2,418	2,456	2,492	2,576	103.37		
合 計			58,268	58,489	58,925	59,435	100.87		
当 初 調 定 額			366,987 千円	379,862 千円	394,787 千円	409,348 千円	103.69		

※非課税、課税保留及び減免車両を除く。

※従前の「軽自動車税」は、令和元年10月1日から「軽自動車税(種別割)」に名称変更された。

(2) 令和4年度軽自動車税(種別割)課税状況

(令和4年4月1日現在)

区 分 車 種		賦課期日現在台数			非課税台数 (官公署分) (D)	減免台数 (E)	差引台数 (F) =(C)-(D)-(E)	税率 (円)	調定額 (千円)			
		一般 (A)	官公署(B)	計(C)=(A)+(B)								
原動機付自転車	50 cc 以下	8,735	23	8,758	23	12	8,723	2,000	17,446			
	90 cc 以下	811	5	816	5	1	810	2,000	1,620			
	90cc を超えるもの	3,116	40	3,156	40	3	3,113	2,400	7,471			
	ミニカー	221	0	221	0	1	220	3,700	814			
	小 計	12,883	68	12,951	68	17	12,866		27,351			
軽自動車	二輪車		2,931	0	2,931	0	1	2,930	3,600	10,548		
		三輪車	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0	
	軽課なし		0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	新税率		75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
	重課		1	0	1	0	0	1	4,600	5		
	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0	
			軽課なし	3	0	3	0	0	3	6,900	21	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,800	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	3,500	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		重課	0	0	0	0	0	0	8,200	0		
		自家用	旧税率	10,609	5	10,614	5	225	10,384	7,200	74,765	
			軽課なし	12,836	4	12,840	4	258	12,578	10,800	135,842	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	2,700	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	5,400	0
	25%減			0	0	0	0	0	0	8,100	0	
	重課	7,265	3	7,268	3	145	7,120	12,900	91,848			
	四輪車	営業用	旧税率	116	0	116	0	2	114	3,000	342	
			軽課なし	244	0	244	0	6	238	3,800	904	
			新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0
				50%減	0	0	0	0	0	0	1,900	0
				25%減	0	0	0	0	0	0	2,900	0
		重課	62	0	62	0	0	62	4,500	279		
		自家用	旧税率	2,577	12	2,589	12	28	2,549	4,000	10,196	
			軽課なし	3,699	19	3,718	19	28	3,671	5,000	18,355	
新税率			75%減	3	0	3	0	0	3	1,300	4	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,500	0	
	25%減		0	0	0	0	0	0	3,800	0		
重課	3,273	13	3,286	13	25	3,248	6,000	19,488				
小 計	43,619	56	43,675	56	718	42,901		362,597				
小型特殊自動車	農耕作業用	714	0	714	0	0	714	2,400	1,714			
	特殊作業用	378	2	380	2	0	378	5,900	2,230			
	小 計	1,092	2	1,094	2	0	1,092		3,944			
二輪の小型自動車		2,579	15	2,594	15	3	2,576	6,000	15,456			
合 計		60,173	141	60,314	141	738	59,435		409,348			

※課税保留を除く。

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

4 市たばこ税

(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額

内 訳 年 度	種 別	本 数					税 額 (円)	前年比 (%)	備 考
		売渡本数 (ア)	課税免除 (イ)	返還控除 (ウ)	差引 (ア)-(イ)-(ウ)	前年比 (%)			
平成27年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	261,512,370	0	1,541,391	259,970,979	98.42	1,367,967,271	98.42	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,848,600	0	7,220	12,841,380	104.95	32,039,246	104.95	
	計	274,360,970	0	1,548,611	272,812,359	98.71	1,400,006,517	98.56	
平成28年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	255,302,324	0	1,137,713	254,164,611	97.77	1,337,414,160	97.77	税率改正(H28年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	12,422,040	0	6,540	12,415,500	96.68	35,685,835	111.38	
	手持ち品課税(旧3級品)	360,020	0	0	360,020	—	154,775	—	平成28年度増税分 430円/1,000本
	計	268,084,384	0	1,144,253	266,940,131	97.85	1,373,254,770	98.09	
平成29年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	240,905,700	0	1,384,081	239,521,619	94.24	1,260,362,729	94.24	税率改正(H29年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	10,186,020	0	16,740	10,169,280	81.91	33,597,307	94.15	
	手持ち品課税(旧3級品)	286,301	0	0	286,301	—	123,736	—	平成29年度増税分 430円/1,000本
	計	251,378,021	0	1,400,821	249,977,200	93.65	1,294,083,772	94.23	
平成30年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	228,642,801	0	1,239,273	227,403,528	94.94	1,233,517,201	97.87	税率改正(H30年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	7,962,260	0	21,940	7,940,320	78.08	31,179,722	92.80	税率改正(H30年10月から)
	手持ち品課税(一般品目)	11,822,299	0	0	11,822,299	—	5,083,537	—	平成30年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	262,402	0	0	262,402	—	169,217	—	平成30年度増税分 645円/1,000本
	計	248,689,762	0	1,261,213	247,428,549	98.98	1,269,949,677	98.14	
令和元年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	222,673,433	0	1,213,818	221,459,615	97.39	1,260,548,106	100.01	
	旧3級品の紙巻たばこ	4,217,600	0	46,720	4,170,880	52.53	16,641,898	49.53	税率改正(R元年10月から)
	手持ち品課税(旧3級品)	79,000	0	0	79,000	—	133,642	—	令和元年度増税分 1,692円/1,000本
	計	226,970,033	0	1,260,538	225,709,495	91.22	1,277,323,646	103.55	
令和2年度	製造たばこ	212,252,054	0	1,274,382	210,977,672	95.27	1,235,291,723	98.00	税率改正(R2年10月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	旧3級品の特例税率廃止
	手持ち品課税	10,035,505	0	0	10,035,505	—	4,315,222	—	令和2年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	旧3級品の特例税率廃止
	計	222,287,559	0	1,274,382	221,013,177	97.92	1,239,606,945	97.05	
令和3年度	製造たばこ	211,291,412	0	1,347,061	209,944,351	99.51	1,319,900,279	106.85	税率改正(R3年10月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	10,857,939	0	0	10,857,939	—	4,668,867	—	令和3年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
	計	222,149,351	0	1,347,061	220,802,290	99.90	1,324,569,146	106.85	

5 入湯税

(1) 課税対象入湯客数に関する調

税率:1人1日につき 150円(宿泊を伴う者)
100円(日帰りの者)

(2) 年度別調定額に関する調

(単位:人・円)

	入湯客数	課税対象者	調定額	前年度比較	
				調定額	
				増減額	前年比(%)
平成24年度	327,174	83,756	12,563,400	△ 111,300	99.12
		15,666	1,566,600	△ 210,200	88.17
平成25年度	307,055	83,223	12,483,450	△ 79,950	99.36
		13,331	1,333,100	△ 233,500	85.10
平成26年度	346,746	92,593	13,888,950	1,405,500	111.26
		13,641	1,364,100	31,000	102.33
平成27年度	362,749	98,569	14,785,350	896,400	106.45
		16,089	1,608,900	244,800	117.95
平成28年度	337,840	104,283	15,642,450	857,100	105.80
		16,047	1,604,700	4,200	99.74
平成29年度	361,113	108,691	16,303,650	661,200	104.23
		14,883	1,488,300	△ 116,400	92.75
平成30年度	375,320	109,752	16,462,800	159,150	100.98
		46,789	4,678,900	3,190,600	314.38
令和元年度	390,733	118,003	17,700,450	1,237,650	107.52
		58,664	5,866,400	1,187,500	125.38
令和2年度	208,677	72,372	10,855,800	△ 6,844,650	61.33
		19,023	1,902,300	△ 3,964,100	32.43
令和3年度	262,609	110,217	16,532,550	5,676,750	152.29
		34,084	3,408,400	1,506,100	179.17

(3) 特別徴収義務者数:6施設(令和4年4月1日現在)

※ ただし、1施設は入湯税が課税免除となる料金設定である。

(4) 入湯税の使途

入湯税は目的税であり、観光振興の目的で、令和3年度は観光パンフレット等作成、観光客回遊性向上事業、観光案内所運営事業の費用に充てられた。

6 都市計画税

(令和4年1月1日現在)

(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調

(単位:千㎡)

区 分	面 積	市街化 区 域 (イ)	市街化 調整区域 (ロ)	その他 (ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	都市計画 事業の認 可の有無
課税区域 の面積		18,604	0	0	18,604	
都市計画 区域の面積	113,600	28,220	85,580	0	113,800	有

(2) 納税義務者に関する調

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	実 数
総 数 (イ)	45,750	52,374	66,120
法定免税点未満のもの (ロ)	1,109	1,538	2,248
法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)	44,641	50,836	63,872

(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	土 地 の 地 積 (千㎡)				家 屋 の 床 面 積 (㎡)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	15,148	2,279	17,427	1,119	18,546	5,236,162	4,939,338	10,175,500

区 分	土 地 の 筆 数 (筆)				家 屋 の 棟 数 (棟)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	76,465	9,537	86,002	3,247	89,249	47,060	13,596	60,656

(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)

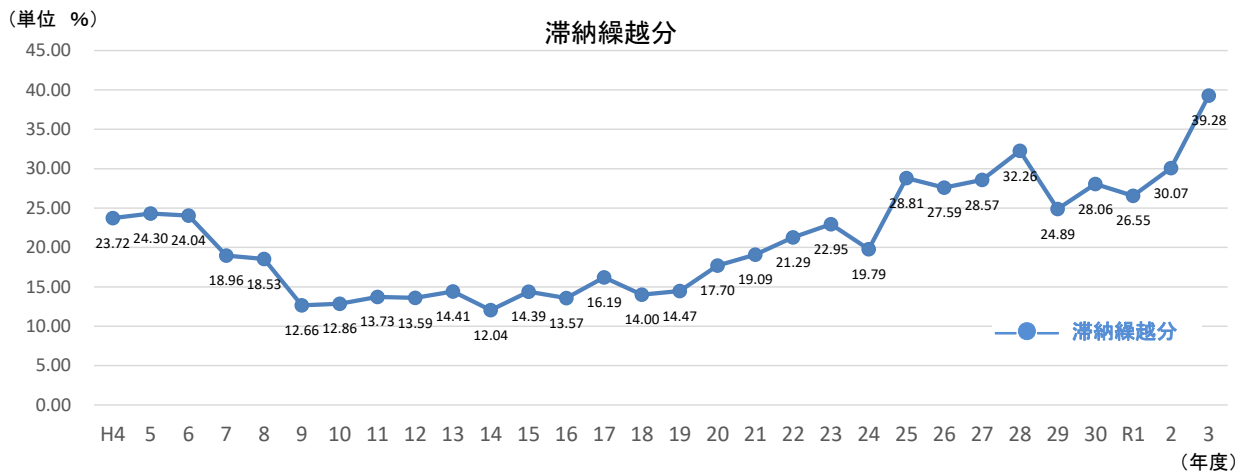
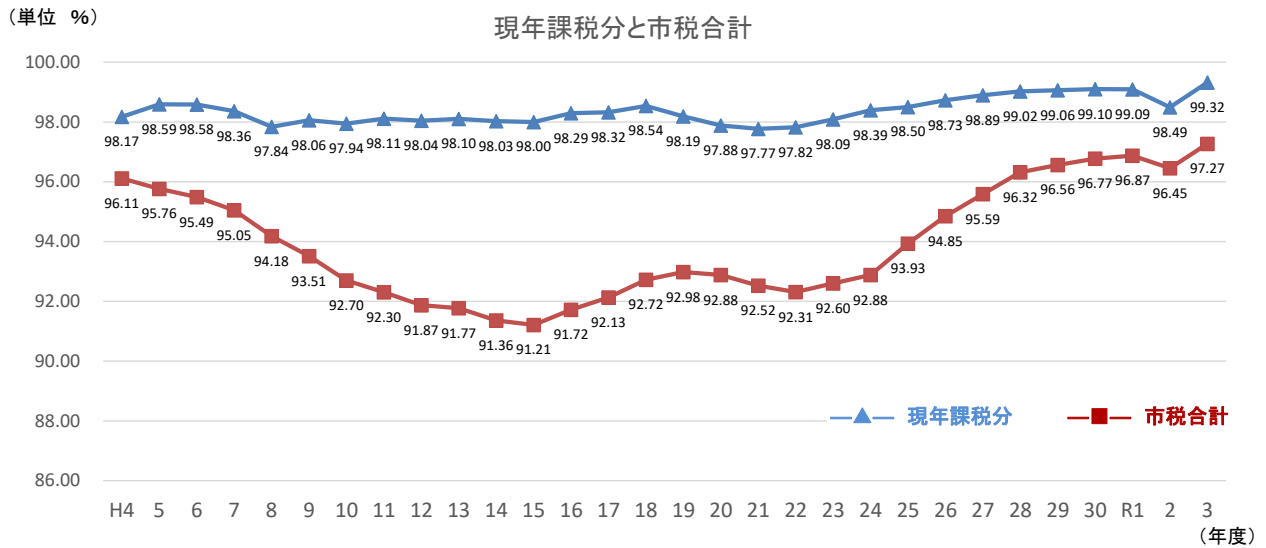
区 分	決 定 価 格				課 税 標 準 額					
	市街化区域 (千円)	市街化 調整 区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	市街化区域 (千円)	市街化 調整 区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)		
土 地	住 宅	小規模住宅用地	622,701,901	0	0	622,701,901	207,545,670	0	0	207,545,670
		一般住宅用地	123,284,493	0	0	123,284,493	82,179,994	0	0	82,179,994
	非 住 宅 用 地	小 計	254,985,057	0	0	254,985,057	172,212,525	0	0	172,212,525
		小 計	1,000,971,451	0	0	1,000,971,451	461,938,189	0	0	461,938,189
地	農 地	25,656,127	0	0	25,656,127	16,918,382	0	0	16,918,382	
	そ の 他	105,370,422	0	0	105,370,422	72,118,739	0	0	72,118,739	
	計	1,131,998,000	0	0	1,131,998,000	550,975,310	0	0	550,975,310	
家 屋	木 造 家 屋	147,284,996	0	0	147,284,996	147,264,871	0	0	147,264,871	
	木造以外の家屋	252,876,252	0	0	252,876,252	252,394,789	0	0	252,394,789	
	計	400,161,248	0	0	400,161,248	399,659,660	0	0	399,659,660	
合 計	1,532,159,248	0	0	1,532,159,248	950,634,970	0	0	950,634,970		

7 特別土地保有税

※税制改正により平成15年度以降の新たな課税は停止されている。

第3章 徵 収

1 市税収納率の推移



(単位: %)

年度	H4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
現年課税分	98.17	98.59	98.58	98.36	97.84	98.06	97.94	98.11	98.04	98.10	98.03	98.00	98.29	98.32	98.54
滞納繰越分	23.72	24.30	24.04	18.96	18.53	12.66	12.86	13.73	13.59	14.41	12.04	14.39	13.57	16.19	14.00
市税合計	96.11	95.76	95.49	95.05	94.18	93.51	92.70	92.30	91.87	91.77	91.36	91.21	91.72	92.13	92.72

(単位: %)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3
現年課税分	98.19	97.88	97.77	97.82	98.09	98.39	98.50	98.73	98.89	99.02	99.06	99.10	99.09	98.49	99.32
滞納繰越分	14.47	17.70	19.09	21.29	22.95	19.79	28.81	27.59	28.57	32.26	24.89	28.06	26.55	30.07	39.28
市税合計	92.98	92.88	92.52	92.31	92.60	92.88	93.93	94.85	95.59	96.32	96.56	96.77	96.87	96.45	97.27

2 年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)		
差 押 え	債 権	718	157,711,385	593	170,921,912	745	142,454,119	631	117,883,243	
	動 産	3	3,740,700	0	0	0	0	0	0	
	不 動 産	144	150,464,692	147	135,786,867	164	82,450,686	153	74,553,480	
		865	311,916,777	740	306,708,779	909	224,904,805	784	192,436,723	
公 売	不動産	公売公告	9		12		16		10	
		公売実施	8		11		14		10	
		落札	2	18,789,001	1	66,819,000	5	70,330,000	5	60,331,500
	動産	公売公告	0		0		3		0	
		公売実施	0		0		3		0	
		落札	0	0	0	0	3	601,000	0	0

※公売の落札欄の金額は、売却額を記載

3 年度別督促状発付状況

税 目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
個人市民税	24,950	768,611,091	24,942	778,553,010	21,286	678,498,160	20,502	630,952,820
法人市民税	384	39,511,500	347	26,331,800	309	21,152,200	342	26,488,620
固定資産税・都市計画税	22,549	701,775,999	24,098	733,737,510	21,292	720,385,012	21,221	629,387,139
軽自動車税	6,701	40,940,000	7,038	44,148,200	5,970	37,671,700	6,029	39,300,600
計	54,584	1,550,838,590	56,425	1,582,770,520	48,857	1,457,707,072	48,094	1,326,129,179

4 市税の滞納に対する特別措置に関する条例

- (1) 公 布 平成12年3月31日
- (2) 施 行 平成12年7月1日

5 市税滞納審査会

- (1) 設 置 平成12年7月1日
- (2) 構 成 委員 6名 (会長 1、副会長 1、委員 4)
 - 市民代表 1名
 - 学識経験者 5名
- (3) 任 期 2年
- (4) 開催実績 26回

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	3	1	3	3	2	2	1	1	1	1
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31～
回数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0

※平成30年6月30日の任期満了後、7月1日以降は新たに委員会委員を委嘱せず、諮問の必要が生じた場合に委嘱の上、審査会を開催することとした。

6 市税の納付方法別の件数及び割合

(令和4年5月31日現在)

(令和3年度における令和2年度分の納付件数及び割合)

税目	納付方法	納付件数	割合	計
個人市民税 (普通徴収)	金融機関・住民窓口等	33,586 件	29.40 %	114,257 件
	コンビニエンスストア	46,654 件	40.83 %	
	スマートフォン決済	3,037 件	2.66 %	
	口座振替	30,980 件	27.11 %	
固定資産税・ 都市計画税	金融機関・住民窓口等	70,777 件	23.27 %	304,184 件
	コンビニエンスストア	71,823 件	23.61 %	
	スマートフォン決済	5,186 件	1.70 %	
	口座振替	156,398 件	51.42 %	
軽自動車税 (種別割)	金融機関・住民窓口等	17,241 件	29.22 %	59,000 件
	コンビニエンスストア	32,745 件	55.50 %	
	スマートフォン決済	1,782 件	3.02 %	
	口座振替	7,232 件	12.26 %	
合計	金融機関・住民窓口等	121,604 件	25.47 %	477,441 件
	コンビニエンスストア	151,222 件	31.67 %	
	スマートフォン決済	10,005 件	2.10 %	
	口座振替	194,610 件	40.76 %	

7 市税の納期内納付率(前年度比較)

税目	期別	令和2年度	令和3年度	前年度比
個人市民税 (普通徴収)	第1期	82.95 %	83.18 %	0.23 %
	第2期	82.12 %	82.89 %	0.77 %
	第3期	78.34 %	78.68 %	0.34 %
	第4期	78.83 %	81.12 %	2.29 %
固定資産税・ 都市計画税	第1期	91.29 %	93.57 %	2.28 %
	第2期	90.70 %	92.19 %	1.49 %
	第3期	91.95 %	93.55 %	1.60 %
	第4期	93.47 %	94.31 %	0.84 %
軽自動車税 (種別割)	全期	81.16 %	83.04 %	1.88 %

※納期内納付率は、各納期の納期限日における収納率(収入額/調定額×100)を示す。

8 年度別市税延滞金徴収状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
金額(円)	106,717,052	98,487,503	80,698,888	81,381,466	78,518,893
前年度比 (円)	△20,753,147	△ 8,229,549	△ 17,788,615	682,578	△ 2,862,573
前年度比 (%)	△16.3	△ 7.7	△ 18.1	0.8	△ 3.5

9 市税不納欠損額の推移(欠損事由別)

(単位 円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法第15条の7第5項 即時消滅によるもの	10,272,730	19,072,655	17,425,692	2,806,368
法第15条の7第4項 執行停止後3年経過のもの	7,600,907	16,127,502	20,935,369	7,107,110
法第18条第1項 執行停止処分がされていたもの	8,249,018	10,978,673	6,972,558	9,914,851
法第18条第1項 消滅時効によるもの	14,536,238	12,673,865	9,760,728	8,388,899
合計	40,658,893	58,852,695	55,094,347	28,217,228

10 納税貯蓄組合の組織状況

年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
地域別組合	28	1,613	27	1,563	26	1,489	26	1,489	26	1,489
勤務先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業種	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	1,631	28	1,581	27	1,507	27	1,507	27	1,507

小田原市納税貯蓄組合連合会・平成22年5月26日解散

第4章 その他の資料

1 市税の負担額比較表

	人口数(人)	世帯数(世帯)
令和2年1月1日現在	190,022	81,917
令和3年1月1日現在	188,709	82,028

区 分 税 目	令和2年度			令和3年度			比較増減	
	決算額	1世帯 当たり	人口 1人当たり	決算額	1世帯 当たり	人口 1人当たり	1世帯 当たり	人口 1人当たり
	千円	円	円	千円	円	円	円	円
市 税	32,673,098	398,856	171,944	31,935,361	389,323	169,231	△9,533	△2,713
現年課税分	32,369,346	395,148	170,344	31,495,862	383,965	166,902	△11,183	△3,442
市民税	13,530,957	165,179	71,207	13,024,231	158,778	69,018	△6,401	△2,189
固定資産税	15,301,780	186,796	80,526	14,875,617	181,348	78,828	△5,448	△1,698
軽自動車税	389,699	4,757	2,051	406,882	4,960	2,156	203	105
市たばこ税	1,239,607	15,132	6,523	1,324,569	16,148	7,019	1,016	496
入湯税	12,758	156	67	19,941	243	106	87	39
都市計画税	1,894,545	23,128	9,970	1,844,622	22,488	9,775	△640	△195
滞納繰越分	303,752	3,708	1,599	439,499	5,358	2,329	1,650	730

2 市税調定額比較表

(令和4年11月30日現在)

区 分 税 目	令和2年度 調定額	令和3年度 調定額	前年度比	令和4年度 調定見込額	前年度比
	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
市 税	33,874,237	32,831,451	96.92	33,447,260	101.88
現年課税分	32,864,202	31,712,600	96.50	32,572,392	102.71
市民税	13,739,663	13,129,623	95.56	13,572,766	103.38
個人	11,656,123	11,350,581	97.38	11,707,293	103.14
法人	2,083,540	1,779,042	85.39	1,865,473	104.86
固定資産税	15,552,299	14,970,353	96.26	15,274,087	102.03
純固定資産税	15,525,386	14,943,621	96.25	15,247,458	102.03
国有資産等所在市町村交付金 及び納付金	26,913	26,732	99.33	26,629	99.61
軽自動車税	394,259	411,723	104.43	436,050	105.91
環境性能割	14,843	17,181	-	26,946	156.84
種別割	379,416	394,542	103.99	409,104	103.69
市たばこ税	1,239,607	1,324,569	106.85	1,375,906	103.88
入湯税	12,758	19,941	156.30	27,574	138.28
特別土地保有税	0	0	0.00	0	-
都市計画税	1,925,616	1,856,391	96.41	1,886,009	101.60
滞納繰越分	1,010,035	1,118,851	110.77	874,868	78.19

3 税証明手数料等

年度	証明手数料		閲覧手数料		臨時運行許可申請手数料		試乗標識交付手数料		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
平成24年度	38,515	13,414,500	3,399	696,000	1,333	999,750	38	19,000	43,285	15,129,250
平成25年度	36,488	12,817,900	3,486	716,100	1,259	944,250	41	20,500	41,274	14,498,750
平成26年度	40,310	13,813,900	3,230	660,600	1,065	798,750	48	24,000	44,653	15,297,250
平成27年度	39,942	13,564,200	3,361	677,800	1,012	759,000	45	22,500	44,360	15,023,500
平成28年度	40,105	13,476,000	3,200	650,000	1,008	756,000	54	27,000	44,367	14,909,000
平成29年度	39,496	13,434,200	3,199	960,600	1,001	750,750	48	24,000	43,744	15,169,550
平成30年度	36,797	12,536,000	3,069	920,700	1,079	809,250	49	24,500	40,994	14,290,450
令和元年度	31,231	10,803,800	2,868	860,400	1,106	829,500	42	21,000	35,247	12,514,700
令和2年度	29,366	10,307,200	2,991	897,300	1,148	861,000	55	27,500	33,560	12,093,000
令和3年度	28,669	10,118,500	3,102	930,600	1,203	902,250	50	25,000	33,024	11,976,350

備考： 証明手数料(土地・家屋等) 1件 300円 (2筆・棟まで300円、3筆・棟以上は1筆増すごとに100円を追加)
 証明手数料(住宅用家屋証明) 1件 1,300円
 閲覧手数料 1件 300円
 臨時運行許可申請手数料 1件 750円
 試乗標識交付手数料 1件 500円
 督促手数料 昭和38年10月廃止

4 納税義務者等に関する調

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人均等割	96,284	96,973	97,200	96,896	97,385 人
個人所得割	91,301	91,940	92,156	91,917	92,485 人
特別徴収個人(給与特徴)	61,685	62,339	63,161	63,274	63,405 人
特別徴収義務者(給与特徴)	12,454	12,594	12,726	12,849	13,072 人
特別徴収個人(年金特徴)	17,291	17,369	17,604	17,936	18,136 人
特別徴収義務者(年金特徴)	9	9	9	9	9 人
法人均等割	5,333	5,396	5,403	5,445	5,494 社
法人税割	5,279	5,344	5,352	5,393	5,441 社
固定資産税	74,055	74,260	74,411	74,327	74,630 人
土地	50,141	50,558	50,923	51,301	51,692 人
家屋	56,979	57,288	57,591	57,639	58,129 人
償却資産	2,175	2,220	2,250	2,026	2,316 人
軽自動車(種別割)	58,018	58,268	58,489	58,925	59,435 台

5 固定資産評価審査委員会への審査申出状況

※ 評価替え年度

	審査申出件数	審査決定状況	審査会開催回数
平成28年度	0件	-	1回
平成29年度	0件	-	2回
平成30年度※	0件	-	2回
令和元年度	家屋 1件、土地 2件	棄却2件、一部認容1件	5回
令和2年度	0件	-	3回
令和3年度※	0件	-	2回

6 市税の賦課・徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度(見込)	
税 収 入 額	(1) 市 税	32,673,098	31,935,361	31,901,000	
	(2) 個 人 県 民 税	7,776,630	7,563,764	7,547,800	
	(3) 合 計	40,449,728	39,499,125	39,448,800	
徴 税	人 件 費	(4) 基 本 給	258,625	258,355	259,000
		(5) 諸 手 当	200,133	194,453	197,000
		(イ) 超 過 勤 務 手 当	28,072	33,087	33,600
		(ロ) 税 務 特 別 手 当	1,146	976	1,000
		(ハ) そ の 他 の 手 当	170,915	160,390	162,400
		(6) 報 酬		21,531	26,176
		(7) そ の 他	109,020	90,005	90,298
		(8) 小 計	567,778	564,344	572,474
物 件 費	(9) 旅 費	7	844	1,489	
	(10) そ の 他	72,922	73,854	121,037	
	(11) 小 計	72,929	74,698	122,526	
費	奨励金及びこれに類する経費	(12) 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		(13) そ の 他	25	25	42
		(14) 小 計	25	25	42
		(15) そ の 他	25,360	31,140	41,026
		(16) 合 計	666,092	670,207	736,068
県民税徴収取扱費(取扱委託金)	(17) 納税義務者数を基準にした金額	314,816	318,874	310,966	
	(18) 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	
	(19) 合 計	314,816	318,874	310,966	
税収入(見込)額に対する徴税費の割合	(20) (16) - (19) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)	351,276	351,333	425,102	
	(21) (16) / (3) (徴税費)/(税収入額)	2%	2%	2%	
	(22) (20) / (1) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)/(市税収入)	1%	1%	1%	
徴 税 職 員 数	徴 税 職 員	70	71	69	
	会計年度任用職員等	13	14	14	
	合 計	83	85	83	

(「令和4年度市町村税課税状況等の調べ」第39表より)

7 令和3年家屋建築状況調

(令和4年4月1日)

区分	木 造		非 木 造		合 計	
	新 築	増築その他	新 築	増築その他	新 築	増築その他
棟 数	704	12	124	1	828	13
床面積(m ²)	84,656	328	27,549	615	112,205	943

8 令和3年登記済通知書に関する調

土 地			家 屋		
区分	筆 数		区分	棟 数	
表示登記	分 筆	1,504	表示登記	新 築	824
	合 筆	390		増 築	1
	地目変更	413		減 失	480
	そ の 他	268		そ の 他	88
	計	2,575		計	1,393
所有権移転登記		8,929	所有権移転登記		5,124
名義人表示登記		1,702	名義人表示登記		482
合 計		13,206	合 計		6,999

9 電算処理業務の現況

税 目	業 務 処 理 内 容	備 考
軽自動車税	(昭和45年度実施) 納税通知書	(昭和55年度実施) 収納消込処理 日・月計表、納入者一覧表、過誤納一覧表 収入状況一覧表(COM) 更正データチェックリスト 還付通知書、過誤納金還付整理表 督促状・催告書、未納者一覧表 滞納整理票(現年度分)(滞納繰越分)
固定資産税	(昭和41年度実施) 土地・家屋課税標準 (昭和42年度実施) 土地・家屋課税状況調査、納税通知書、 名寄調定表、土地概要調書、土地統計 調査資料、評価調書照合表	※オンライン実施 市県民税(昭和61年度)、固定資産税(昭和62年度) 口座(昭和62年度)、納蓄(昭和63年度) 軽自動車税(平成元年度)、収納(平成2年度)
	(昭和42年度実施) 納税通知書 (昭和45年度実施) 宛名	※市税滞納整理管理システム(平成13年11月導入) ※確定申告等の国税連携システム(平成23年1月導入)
市県民税	(昭和41年度実施) 納税通知書、課税台帳、変更決議書、 調定表、課税状況調査、銀行別合計表、 修更正、随時課税	※コンビニエンスストア収納開始(平成23年4月～) 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税 ※基幹業務システム再構築 CP → ADWORLD(平成26年度移行)
	(昭和41年度実施) 課税台帳、指定通知書・税額通知書、 調定表、変更決議書、課税状況調査、 普通徴収繰入(年度当初)、修更正、 随時課税	※口座振替データ伝送開始(平成26年11月～) ※コンビニエンスストア及び一部郵便局で 証明書発行開始(平成31年1月15日～) 市県民税((非)課税証明書) ※地方税共通納税システム稼働(令和元年10月～)
法人市民税	(昭和57年度実施) 課税台帳、申告書、更正決定通知書、 交付税資料、調定表	※基幹業務システム更新(令和2年9月～) ADWORLD → ADWORLD ※コンビニ用バーコードを利用したスマートフォン決済 アプリによる収納開始(令和3年5月～) ※登記済通知書のデータ受取り(令和3年10月～)

10 市税の税率表(その1)

区分	市民					税																																																
	個人				法人																																																	
納税義務者	1. 1月1日現在、市内に住所を有する個人で、次に掲げる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得がある者(現年分離課税) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者					1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 2. 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団																																																
課税標準	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額 ただし、納税義務者欄の1の(イ)の者については、退職所得金額 1. 均等割 市民税 3,500円(※ ² 上乗せ500円) 県民税 1,800円(※ ¹ 上乗せ300円 ※ ² 上乗せ500円) 2. 所得割 市民税 6% 県民税 4.025%(※ ¹ 上乗せ 0.025%) ※1=神奈川県は水源環境を保全・再生するための超過課税(上乗せ)を実施 (第1期)平成19年度分から平成23年度分まで (第2期)平成24年度分から平成28年度分まで (第3期)平成29年度分から令和3年度分まで (第4期)令和4年度分から令和8年度分まで ※2=東日本大震災に伴う復旧・復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災について、その財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定された。 これに伴い超過課税(上乗せ)を実施。 (実施期間)平成26年度分から令和5年度分まで					1. 均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> H.6.4.1以降に終了する事業年度から適用 2. 法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> H26.10.1以降開始する事業年度から適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> R元.10.1以降開始する事業年度から適用		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	10億円超	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	1億円超	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	1千万円超	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	1億円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	上記以外の法人等		50,000円	区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%	区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	8.4%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	7.2%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	6.0%
資本等の金額	従業者数	標準税率																																																				
50億円超	50人超	3,000,000円																																																				
	50人以下	410,000円																																																				
10億円超	50人超	1,750,000円																																																				
	50人以下	410,000円																																																				
1億円超	50人超	400,000円																																																				
	50人以下	160,000円																																																				
1千万円超	50人超	150,000円																																																				
	50人以下	130,000円																																																				
1億円以下	50人超	120,000円																																																				
	50人以下	50,000円																																																				
上記以外の法人等		50,000円																																																				
区分	税率																																																					
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%																																																					
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%																																																					
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%																																																					
区分	税率																																																					
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	8.4%																																																					
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	7.2%																																																					
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	6.0%																																																					
税率等																																																						
期別	(普通徴収)				(給与徴収)	(年金特徴)	毎月																																															
	1期	2期	3期	4期	6月～翌年5月(毎月)	4,6,8,10,12,翌年2月(2ヶ月ごと)																																																
納期(市税条例)	6月1日 } 6月30日	8月1日 } 8月31日	10月1日 } 10月31日	1月1日 } 1月31日	翌月10日まで	対象月の翌月10日まで	決算期後の2か月以内																																															

10 市税の税率表(その2)

区分	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	都市計画税 (土地・家屋)	軽自動車税(種別割)		
納税義務者	1月1日現在、市内に所在する固定資産を所有する者		4月1日現在における軽自動車等の所有者(使用者)		
課税標準	1月1日現在における 当該固定資産の価格	1月1日現在における 当該固定資産の価格	(1)原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円 エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円		
税率等	1.4/100	0.2/100	(2)軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む。) 年額3,600円 三輪のもの 年額3,900円(3,100円) 四輪以上のもの 乗用のもの(営業用) 年額6,900円(5,500円) 乗用のもの(自家用) 年額10,800円(7,200円) 貨物用のもの(営業用) 年額3,800円(3,000円) 貨物用のもの(自家用) 年額5,000円(4,000円) イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額2,400円 その他のもの 年額5,900円 (3)二輪の小型自動車 年額6,000円		
免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				
期別	1期	2期	3期	4期	全期
納期 (市税条例)	4月1日 } 4月30日	7月1日 } 7月31日	11月1日 } 11月30日	2月1日 } 同月末日	5月11日 } 5月31日

10 市税の税率表(その3)

区分	市たばこ税	特別土地保有税		入湯税
納税義務者	製造たばこの製造者及び 卸売販売業者等	取得後10年間を 経過しない土地 を1月1日に保有 する者	1月1日又は7月 1日前1年以内に 土地を取得した者	鉱泉浴場における入湯客
課税標準	売渡本数 従量税率 ●製造たばこ 売渡本数 × 6,552円 / 1,000本	土地の取得価格 又は修正取得価格 のいずれか低い金額 1.4/100	土地の取得価格 3/100	鉱泉浴場への入湯行為 1日1人につき 宿泊 150円 日帰り 100円
税率等		免税点 5,000㎡未満 平成15年度以降 課税停止 (新たな課税は行わない)	免税点 5,000㎡未満	
期別	毎月	全期	全期	毎月
納期 (市税条例)	翌月末日	5月31日	2月末日 又は 8月末日	翌月末日

11 市税税率の推移（その1）

区 分		年 度		
		H15	H16	
市 民 税	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）		
	人 所 得 割	標 準 税 率		
	法 人 均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
上記以外の法人等		50,000		
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法人税割	資本等の金額	税率	
		10億円以上	14.7%	
		5億円以上10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）		
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車	
		50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	
		90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円	
		ミニカー 2,500円	四輪 乗用 自家用 7,200円	
			四輪 貨物 営業用 3,000円	
			四輪 貨物 自家用 4,000円	
市たばこ税		平成15年7月1日から 売渡本数 × 2,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 1,412円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）		
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止		
入湯税		-		
都市計画税		0.2%		

H17	H18	H19	H20	H21
		市民税3,000円・県民税1,300円		
		市民税6%・県民税4%(上乗せ0.025%)		
		平成18年7月1日から 売渡本数 × 3,298円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 1,564円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこ)		
*平成17年4月1日から 宿泊 150円 日帰り 100円				

11 市税税率の推移（その2）

区 分		年 度		H22	H23	H24
市 民 税	個 人	均 等 割	市民税3,000円・県民税1,300円(上乘せ300円)			
		所 得 割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)			
	法 人	均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
			50億円超	50人超	3,000,000	
				50人以下	410,000	
			10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
				50人以下	410,000	
			1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
				50人以下	160,000	
			1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
		上記以外の法人等		50,000		
		※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
		法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
			5億円以上10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固定資産税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車		
		50cc以下 1,000円	二輪	2,400円	農耕用 1,600円	
		90cc以下 1,200円	三輪	3,100円	特殊用 4,700円	
		125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用	5,500円		
		ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	二輪の小型自動車	
			四輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円	
			自家用	4,000円		
市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数 × 4,618円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,190円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止				
入湯税		宿泊 150円 日帰り 100円				
都市計画税		0.2%				

H25	H26												
	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)												
	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)												
	<table border="0"> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>9.7%</td> <td>(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額	10億円以上	12.1%			5億円以上10億円未満	10.9%			5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)
資本等の金額	10億円以上	12.1%											
	5億円以上10億円未満	10.9%											
	5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)										
平成25年4月1日から	<table border="0"> <tr> <td>売渡本数 ×</td> <td>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> </tr> </table>	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)		2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)								
売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)												
	2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)												

11 市税税率の推移 (その3)

年度		H27																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table> <tr> <td>資本等の金額 10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額 10億円以上	12.1%	5億円以上 10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																											
資本等の金額 10億円以上	12.1%																																	
5億円以上 10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4%	(免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																
軽自動車税	<table> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,900円</td> <td>① 特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>② 四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円</td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>四輪 乗用 家用 10,800円 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 5,000円 4,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両</p>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	三輪 3,900円	① 特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	② 四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円	ミニカー 2,500円	四輪 乗用 家用 10,800円 7,200円			四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円			四輪 貨物 家用 5,000円 4,000円													
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円																																
90cc以下 1,200円	三輪 3,900円	① 特殊用 4,700円																																
125cc以下 1,600円	② 四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円																																
ミニカー 2,500円	四輪 乗用 家用 10,800円 7,200円																																	
	四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円																																	
	四輪 貨物 家用 5,000円 4,000円																																	
市たばこ税	平成25年4月1日から	<table> <tr> <td>売渡本数×</td> <td>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> </tr> </table>	売渡本数×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)		2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																												
売渡本数×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)																																	
	2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から	課税停止																																
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

H28

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	① 三輪 3,900円	② 特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	③ 四輪 乗用 営業用 6,900円	④ 二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	⑤ 四輪 乗用 自家用 10,800円	
	⑥ 四輪 貨物 営業用 3,800円	
	⑦ 四輪 貨物 自家用 5,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成25年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
平成28年4月1日から		2,925円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

11 市税税率の推移 (その4)

年度		H29																																	
区分																																			
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																	
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																	
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	
	資本等の金額	従業者数	標準税率																																
50億円超	50人超	3,000,000																																	
	50人以下	410,000																																	
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																	
	50人以下	410,000																																	
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																	
	50人以下	160,000																																	
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																	
	50人以下	130,000																																	
1千万円以下	50人超	120,000																																	
	50人以下	50,000																																	
上記以外の法人等		50,000																																	
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	税率	10億円以上	12.1%	5億円以上10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																									
資本等の金額	税率																																		
10億円以上	12.1%																																		
5億円以上10億円未満	10.9%																																		
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																		
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																		
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>② 4,600円^③ ③ 8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>二輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 乗用 家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 乗用 家用 12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 6,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	② 4,600円 ^③ ③ 8,200円	ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 6,900円	二輪の小型自動車 6,000円		四輪 貨物 営業用 3,800円			四輪 貨物 家用 5,000円			四輪 乗用 家用 7,200円			四輪 乗用 家用 12,900円			四輪 貨物 家用 4,500円			四輪 貨物 家用 6,000円	
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																	
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円																																	
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																	
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	② 4,600円 ^③ ③ 8,200円																																	
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 6,900円	二輪の小型自動車 6,000円																																	
	四輪 貨物 営業用 3,800円																																		
	四輪 貨物 家用 5,000円																																		
	四輪 乗用 家用 7,200円																																		
	四輪 乗用 家用 12,900円																																		
	四輪 貨物 家用 4,500円																																		
	四輪 貨物 家用 6,000円																																		
市たばこ税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年4月1日から 平成29年4月1日から</th> <th>売渡本数 ×</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成25年4月1日から 平成29年4月1日から	売渡本数 ×	税率		5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)			3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																									
平成25年4月1日から 平成29年4月1日から	売渡本数 ×	税率																																	
	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)																																		
	3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																		
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																		
入湯税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊	150円	日帰り	100円																													
宿泊	150円																																		
日帰り	100円																																		
都市計画税	0.2%																																		

H30

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	三輪 ① 3,900円 ② 3,100円 ③ 4,600円	特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円 8,200円	二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	自家用 10,800円 7,200円 12,900円	
	四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円 4,500円	
	自家用 5,000円 4,000円 6,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

- ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両
- ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両
- ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成30年4月1日から	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)
平成30年10月1日から 売渡本数 ×	5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)

11 市税税率の推移 (その5)

年度		H31/R元																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称変更。 ※同日に、自動車取得税(県税)に代わり環境性能割が導入され、軽自動車分の環境性能割は市税となったが、当分の間は、県が賦課徴収を行う。</p> <p>三輪及び四輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円	ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円		四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円																																
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円																																
	四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	平成30年10月1日から 売渡本数 5,692円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く一般の紙巻たばこ) 旧3級品の紙巻たばこは、令和元年10月1日から特例税率が廃止され、一般の紙巻たばこと同じ税率になりました。																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	① 三輪 3,900円	② 特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	③ 四輪 乗用 営業用 6,900円	④ 二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	⑤ 自家用 10,800円	
	⑥ 四輪 貨物 営業用 3,800円	
	⑦ 自家用 5,000円	
	⑧ 3,100円	
	⑨ 5,500円	
	⑩ 7,200円	
	⑪ 4,000円	
	⑫ 4,500円	
	⑬ 6,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、

一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

令和2年10月1日から

売渡本数 × 6,122円 / 1,000本

11 市税税率の推移 (その6)

年度		R3																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>四輪 乗用 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称変更。 ※同日に、自動車取得税(県税)に代わり環境性能割が導入され、軽自動車分の環境性能割は市税となったが、当分の間は、県が賦課徴収を行う。</p> <p>三輪及び四輪の車両のうち ^①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ^②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ^③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円	ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円	8,200円																																
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	四輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	四輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	令和3年10月1日から 売渡本数 × 6,552円 / 1,000本																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	三輪 ① 3,900円 ② 3,100円 ③ 4,600円	特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円 8,200円	二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	四輪 乗用 自家用 10,800円 7,200円 12,900円	
	四輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円 4,500円	
	四輪 貨物 自家用 5,000円 4,000円 6,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

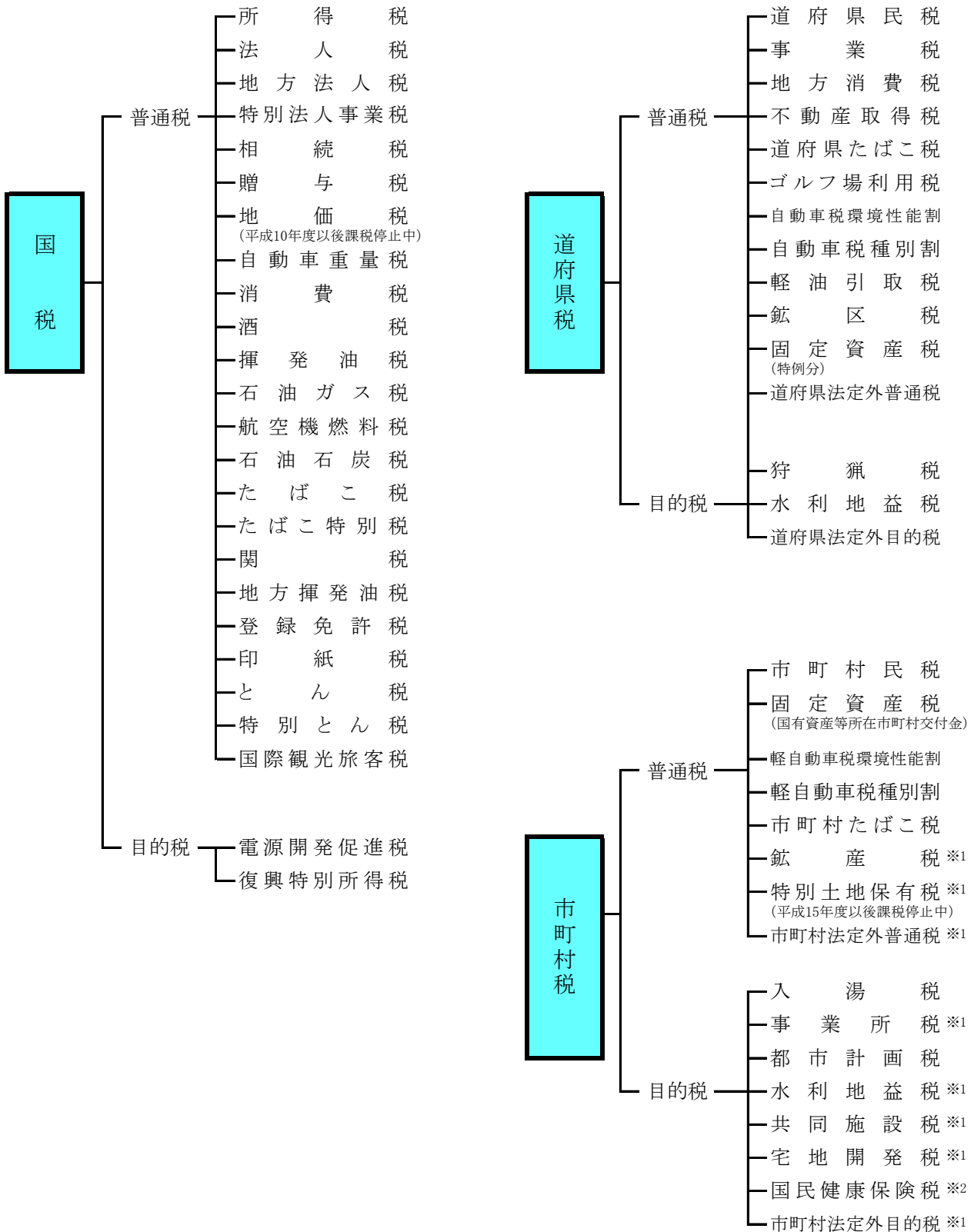
③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、

一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

12 税制一覽

(令和4年4月1日現在)



* 地方譲与税及び地方交付税を除く

※1 小田原市で課税のないもの

※2 小田原市は、料方式を採用

令和4年度 市税概要

編集・発行 令和5年3月

小田原市総務部市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465(33)1341

FAX 0465(33)1349